

(開会 午前10時00分)

○加藤委員長

おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に栗林澄恵江委員、小向繁展委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、13件です。

議案第5号、八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○小川郷土資料館長

それでは、議案第5号、八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案9ページ、議案説明資料は12ページになります。

令和元年9月の台風15号で建物が損壊し、改修不能となった資料館を昨年に解体し、本年4月1日から中央公民館2階の会議室で展示業務を再開するにあたり、第3条1の特例といたしまして、当分の間、条例中、八街市八街ほ800番地3とあるのを、中央公民館の所在地でございまして、八街市八街ほ796番地1とするものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございまして、

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

お伺いします。

これに関しましては議案質疑でも質問がございました。当分の間とはどういうことなのか、先々が未定であるということ、また暫定的であるというような話をしたように記憶していますが、当分の間と条例で決めてしまうと、なかば恒久的になってしまうのではないかと私は思うわけですが、学校関係にしても、児童・生徒が減少している学校も見受けられる中で、そのようなところを利用するという考えもあるけれども、ただ、多くの市民に利用していただくには市内の中心にあった方が利用しやすいと思います。ただ、ここで条例を改正するほど、短期的にはできない、条例を改正してまで、いわゆる私は先延ばしにしようという条例改正にしか聞こえないわけなんですけど、その点はどういうふうに捉えたらいいのか、ご説明いただきたいと思います。

○小川郷土資料館長

今の委員の質問ですが、今の段階では、いつまでと、具体的なことは申し上げられないんですが、市民の方々からも早期再開の声を聞いておりますので、早急に方向性を検討したいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

2階の会議室を利用するという事なんですが、夜には、今は高齢化ということもあって公民館の利用者は減っていると思うんですけど、一般的に会議室などを利用したりする方にとって会場を借りられないとか、そういうことは起きないでしょうか、その予想について、お伺いします。

○小川郷土資料館長

今、委員のおっしゃるとおり、中会議室を使用して郷土資料館を再開するという事になりますので、利用者の方々には不便をおかけすることと思いますが、ご理解、ご協力をお願いすることになります。

しかしながら、今まで郷土資料館に来館したことがない方々に、同じ建物内で再開することでサークルなどの活動帰りにお立ち寄りいただいて、先人たちが積み重ねてきた伝統や文化、郷土への関心、ふるさと意識が高まるものと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第5号、八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

執行部の皆様に申し上げます。

議案第6号、第21号、第22号、第23号、第24号、第9号に関する職員以外は退室していただいて結構です。

議案第6号、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

議案第6号、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の10ページ及び議案説明資料の13ページをご覧ください。

このたびの改正は、厚生労働省令により指定居宅介護支援事業所における管理者の資格要件の緩和措置期限を令和9年3月31日まで延長することが主な内容でございます。

現行の条例では、指定居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないこと、及び経過措置として令和3年3月31日までの間は介護支援専門員を管理者とできることとしておりますが、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日時点で介護支援専門員が管理者である事業所では、その者が管理者である限り、主任介護支援専門員要件の適用を令和9年3月31日まで猶予しようとするものでございます。

また、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由があるときは、介護支援専門員を管理者とすることができる例外規定を追加しております。

なお、当該改正条例は公布の日から施行することとします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山口委員

若干質問させていただきます。

先ほどの説明の中でも人材確保に関する状況等が考慮されているところではございますが、実際の人材の確保に関してはどのような状況というか、こういった経過措置に至った形で、今の現状というのはどのような形なんでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

主任介護支援専門員というのは、資格を得るまでに介護支援専門員としての実務期間が5年以上であるとか、もろもろの条件がありまして、結構ハードルの高い条件になっております。そういうわけで、このご時世、人材の確保というのはなかなか、どの事業所さんでも苦慮しているところは伺っておりますけれども、八街市の状況で申しますと、今現在、指定の事業所が14ありまして、今の時点で主任介護支援専門員ではなく介護支援専門員が管理者となっている事業所の数は3か所となっております。こういった状況でございます。

○山口委員

八街に関しては結構な事業者が努力されているんだなというのを感じます。令和9年まで伸びるということですので、そういった形に移行できるように、行政としても働きかけというか、そういった適切な形で対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑は。

○小高委員

今のに関連して行うわけですが、著しく困難であったり、やむを得ないということは、資格者がすぐに雇用できないとか、すぐにとれる資格ではないということは理解できましたけど、令和9年まで据置きという、その事業所が努力なくして、ただ延長するのは芳しくないと思いますね。だから5年間の実務経験とかが必要であれば、やっぱり毎年の指導なりが必要だと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

やはり事業所さんにつきましては、毎年、市の方で監査なり、定期的な調査というか、資料を提出していただいて、運営の状況とかというのをこちらでも把握しておりますので、その際にも管理者の状況につきまして逐一把握しながら、こちらといたしましても条例に沿った形で管理者を置いていただけるように指導してまいりたいと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

介護支援専門員について、お聞きしたいんですけども、定期的な資格の書換えがあるわけなんですけど、そのときに再度、介護支援専門員として資格をもう取らないみたいな、そういう方もあるというふうに聞いているんですけども、八街市の場合は介護支援専門員の増減はどうなっているのでしょうか。増えているのか、減っているのか、お聞きします。

○飛田高齢者福祉課長

主任介護支援専門員の資格につきましては、5年ごとの更新ということになっております。ただ、今の状況といたしましては、八街市の中で主任介護支援専門員が何人いて、介護支援専門員が何人いるかというところまではちょっと把握しきれませんが、現状では主任介護支援専門員に事業所を運営していただいているところがほとんどというところがございますので、介護支援専門員が次のときには資格の更新をしたくないとか、そういった状況につきましては、詳細につきましてはこちらでは把握できておりません。

○京増委員

実際には主任介護支援専門員、介護支援専門員を更新しない方が結構いるということで聞いています。やはり仕事がすごく大変なんだと思うんですね。介護支援専門員が減ったりすれば、余計に主任介護支援専門員は、私はちょっと無理だと思うんです。ですから、介護支援専門員が仕事を続けられるような、そういう支援も必要だと思うんです。悩みを聞いたりするような、そういう支援というのは今どうなっているんですか。

○飛田高齢者福祉課長

介護支援専門員の養成につきましては、各種研修であったりですとか、あとは相談事業で

あつたりとか、あるいは待遇改善ということにつきましても国の方で制度の改正などをして取り組んでいるところでございますので、こちらといたしましても介護支援専門員の重要性は認識しておりますので、いろんな手段で、減ることがないように、行政としても後押しができればいいかなというふうに考えております。

○京増委員

介護もそうですし、本当に福祉全体、仕事が大変で、辞められることが多いわけで、国の方もやっているとは言いながら、介護職員が本当に年間で何万人も辞めていくようなことがあります。ですから、介護支援専門員についても、しっかりと待遇も含めて、相談に乗ったり、計画を立てるといのは本当に大変なことから、悩みも、ぜひ市の方でも聞いて対応していただきたいと思います。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第6号、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

それでは、議案第21号、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

追加議案の2ページから、及び追加議案説明資料は1ページからをご覧ください。

この条例は、国における3年に1度の介護保険制度の見直しに伴い、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたことを受け、本市におきまして

も関連する諸条例について、所要の改正を行うものでございます。

おもだった追加条項等について、ご説明いたします。

追加議案3ページ、第32条の2につきましては、感染症や非常災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定、研修、訓練の実施を義務付けるものでございます。

4ページをご覧ください。

第33条第3項につきましては、事業所における感染症の発生及び蔓延防止に必要な措置を義務付けるものでございます。

5ページをご覧ください。

第40条の2につきましては、人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施などを義務付けるものでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

第123条第3項後段につきましては、認知症への理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち医療福祉関係の資格を持たない者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させることを義務付けるものでございます。

17ページから18ページをご覧ください。

第163条の2につきましては、入所者の栄養状態の維持、改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを義務付けるものでございます。

第163条の3につきましては、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務付けるものでございます。

20ページをご覧ください。

第204条につきましては、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則的に認めるものでございます。

以上が現行の条例に追加される主な改善点であり、対象となる事業者は本市指定の地域密着型サービス事業者でございます。

なお、当該改正条例は令和3年4月1日からの施行となりますが、義務規定につきましては経過措置として令和6年3月31日までは努力義務とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○栗林委員

すみません。こちらの方に関しまして、質問させていただきます。

実際、指定地域密着型サービス事業者の方にこの内容等を伝えて、そちらの方から、努力義務ではあるんですけども、先ほどの質問と同じように、支援員の方等が少なく、なかなか確保できない中で、このようなことをしていくにあたって、何か相談とか、そういうものが今現在、市の方に上がっているか、お聞きしたいと思います。

○飛田高齢者福祉課長

今の時点で、この改正に伴っての義務化等につきまして、各事業者さんからの相談は、こちらの方にはいただいております。今後、各事業者において、集団指導の中で、この改正内容につきまして、周知を図ってまいりたいと思います。また、その中で相談があれば、話を伺うことを考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

各項目において、一般的にこういうことは、想定されていた内容が今度は義務化されたということだと思うんです。そうすると仕事量は、義務化されることによってフォーマットとかが作られて、今度は報告義務が出たりとか、やっぱり費用面もかさむと思うんですけども、条例化された後というのは、そういう財政的な面での行政からの支援みたいなものは考えられているのでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

この条例の改正によって事務量的に多少の影響があるかなというところは、委員のおっしゃるとおりだと思います。今の段階では、それに対する財政的な措置というものは今の段階ではないんですけども、令和3年度以降におきまして、介護保険料の報酬改定において0.7パーセントの上昇というか、増加を見込んでいますので、その中で措置されるものと考えております。

○小高委員

この案件が義務化されたことによって、行政サイドの対応も今度は変わってくると思うんですね。定期報告であったり、指導は当然、条例が制定された後には周知して、指導すると思うんですけど、事故が起こった場合でなくても年間1度、ないしは、事故が起こった場合には、事が起こった場合にはその都度、連絡する体制は整っているはずなんですけど、通常でも管理監督する上で報告義務が今度は発生するのかなと思うんですね。行政サイドは、この条例によってどういう影響が想定されるのでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

この条例の追加によりまして、委員のおっしゃるとおり、今の時点で通常業務的に行われている部分も当然含まれてまいります。それを今回は明文化する、あえて義務化するということで、3年に1度の見直しが行われたわけですがございますけれども、例えば事故とかが発生すれば当然、報告義務というのは、こちらにも来ることになっております。ですので、運用につきましても、市役所の方で指導なり、あるいは定期報告の中に含まれる事項も入ってくる

と思いますので、今の時点でここが、大きく市の対応が変わるところは、今のところは想定しておりません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

今回の改正点、必要なことだなと思います。また今回、感染症の予防に関する義務の追加だとか、災害の発生時にどうするというようなことは、やはり今の状況に応じた改正点だと思います。

ただ、先ほども質問がありましたけれど、結局、介護従事者は今でもいっぱいいたいと思うんですね。退職されていく方も多いいいことを考えますと、これらの改正をして、しっかりと入所者または利用者の方が安心して、この事業、サービスを受けられるようにするには、やはり根本的な、人をどう増やしていくか、介護者をどう増やしていくかというような政策とともに、私は国が頑張らなきゃいけないんじゃないかと、そのように思います。

そこでお伺いするんですが、付議案の2ページ、3項、指定地域密着型サービス事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行う、また事業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならないとあるんですが、これも本当にそのとおりだと思います、しかし、虐待がどうして起きているのかとか、そこから考えていかないと、幾らこういうふうに決めても守れないんじゃないかと思うんですね。この点についての国の指針とか、そういうものは何か、例えば財政を付けていくとか、あるんでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

虐待の防止に関しましては、国あるいは県の方でも定期的な研修の実施であったり、事業者さんに対するそういった啓発活動というか、そういった事業は定期的に行われているものと認識しております。

○京増委員

研修はとても大事だと思うんです。やはり勉強して、虐待はいけない、どうやったら介護を気持ちよくできるのかとか、いろいろと学ぶことで得るものはあると思います。しかし、やはり手が足りなければ、ささっとやって、それがもしかしたら言葉の虐待になったりする可能性もあるわけですから、労働条件とか、そういうことも含めて、ぜひ担当課には考えていただきたいと思います。

それから、3ページなんですけれど、5項です。職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによって介護従事者、看護従事者の就業環境が害されることを防止するための明確な措置を講じなければならないというようなことがあるんですが、実際にはどのような状況に対してこういうことを加えているのか、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

具体例につきましては、ちょっとこちらとしても何とも申し上げようがないんですけれども、

いわゆるセクハラであったりパワハラであったり、そういったものの抑止のための条文であるというふうに考えております。

○京増委員

私もそう思います。

それで、職場において行われるという場合は、もちろん事業所のものと、あとは利用者さんのところも介護者にとっては、また看護者にとっては職場ですから、両方を考えておられるのかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

これにつきましては、事業所あるいは訪問であったり、そういった全てのものが網羅されていると考えております。

○京増委員

そうであれば、事業所の中ではそういうことは改善できると思うんです。でも、利用者の方にそういう言動や行為はいけませんと伝えなきゃいけないわけですけども、その点についての明確な措置というのはどんなふうにしていこうとされているのか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

すみません、ちょっと答弁になっていないかもしれませんが、性的あるいは優越的な関係を背景とした言動に対する業務上の範囲を超えたものというのは、職場内での、職員間でのものというふうに考えております。利用者さんに対して何かそういった圧力的なものが行われた場合には、虐待の方にあたるのかなというふうに考えております。そちらにつきましては、同じく、この条例の中で虐待の防止について、規定を設けておりますので、そちらで対応するというふうに解釈しております。

○京増委員

虐待ということは、利用者さんに対してということですよ。そうではなくて、訪問する職員が結構、いろいろ無理なことを言われたり、またされたりすることがあるんです。そういうことはお聞きしていると思うんですけども、働いている方が虐待する、それはやはり研修とか、余力を付けていくことで防げると思うんです。ただ、訪問先とかで遭った場合、それを考えていかないと、もう本当に働くのが嫌だということになっているわけです。

○飛田高齢者福祉課長

すみません。私の方の解釈がちょっとずれておりました。利用者の人が職員に対して、そういった性的な言動あるいは威圧的な言動ということでしょうかね。

それに関しましては、この条例の中では、そこに関しては規定しておりません。あくまでも事業所の基準に関する条例でございますので、委員のおっしゃる内容につきましては、この条例の中には含まれておりません。

○京増委員

事業者さん、どうするのかなという思いがあったんですが、これは本当に働く人にとっては大変なことだと思います。

次に、業務継続計画の策定等なんですけれども、感染症や非常災害の発生時の業務継続計画というのは、私は非常に重要だと思います。令和元年度の台風被害とか、今回の新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言、様々な状況があるわけなんですけど、例えば、こういうときに継続的な計画の策定というのは大変難しいと思うんですが、具体的にはどのような指導をされるのかなと思います。

○加藤委員長

質疑中にすみませんが、どなたか、携帯電話から音が出ておりますので、着信音を切るか、電源を落とすようお願いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

業務継続計画につきましては、当然、災害が発生してから、さあどうしよう、計画を作ろうというのでは当然間に合いませんので、日頃から、災害が発生した場合を想定して、あるいは感染症が発生した場合を想定して、どういうふうに行動を取るか、事業を継続させていくかというのを事前に策定しておくべきものと考えております。

また、具体的な計画策定の指針であったりとか、もしそういったものが国あるいは県の方から示されたときには、遅滞なく事業者の方にお伝えして、こちらとしても周知を図ってまいりたいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

若干質問させていただきますが、事業者に対しての義務項目が追加されたということで認識しておりますが、令和6年までにそういった形に移行してくださいねという事業者に対しての形になりますが、例えばこれが、令和6年以降もそうなんですけど、義務をやっていない可能性がある事業者も多分、当然出てくるだろうなと思います。義務になっているんだけど、やっていない事業者が出た際には、様々な壁ができるというか、通常の運営ができないような形になるんでしょうか。その辺を確認したいと思います。

○飛田高齢者福祉課長

令和6年3月31日までは、しなければいけないのではなくて、するように努めるものとするという状況になっておりますが、4月1日になったらマストになるわけなんですけど、そこに移行する段階で義務化ができない状況の事業者があるのか、ないのか、その辺につきましては、ちょっと今の段階では何とも申し上げられませんが、定期的な事業者に対する指導の中で、もしそういった計画どおりに行っていないところがあれば、相談に乗るなり、指導するなり、きめ細やかに対応していきたいというふうに考えています。

○山口委員

今回の条例改正については、やはり時代に沿った形で、必要な条例の改正なんじゃないかなと思います。特に、先ほど虐待の話も出ましたけれども、もちろん介護職員が虐待というものをすると同時に、業務を行う上で、虐待の疑いがあるんじゃないかということも、多分、

職員であれば察知できることにつながると思いますので、こういった義務化ということで、事業者の努力によって、しっかりとした知識、研修を行って、よりよい介護サービスができるように、今後とも市としても指導していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○小高委員

災害発生時における業務の継続ですかね、災害対策なんですかね、59条の15、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めなければならないと。かなり事業所としてはハードルが高くなってしまふのかなと思うんですけど、具体的にどういう在り方を指導するつもりなのか、お伺いいたします。資料の20ページですね。

○飛田高齢者福祉課長

災害発生時の対応について、地域住民との連携というお話ですけれども、こちらにつきましては、日頃の区長あるいは区との連携推進会議の中でも取り上げさせていただいて、その地域にある事業所と区が、いざというときに協力し合って災害対応が図れるような枠組みづくりとか、土壌づくりとか、そういったものについて、行政としても取り組んでいきたいというふうに思います。

○小高委員

一般的に考えて、そこに住んでいる方々の共助の面だと思うんですね。今言ったように市民協働推進課、また今まで、ここで条例化されないと、住民意識も、あそこに事業所があるぐらゐの感覚が比較的強いのかなと思います。区長は毎年代わっちゃうので、なかなか認識できないうちに、また次の人に代わっちゃうりするんですけど、多分、担当課を越えてお話しして行って、災害時に備える必要が十分あるのかなと思います。その辺でどういう形が望ましいのかは課題だと思いますけど、命を守るために、しっかり対応していただきたいと思います。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

4ページのテレビ電話装置等のことでお伺いします。

テレビ電話等の装置により、感染症の予防及び蔓延防止対策を活用できるとしてあります。有効な対策だと思います。これについては、やはり今後何があるか分からないということで、早急に装置が使えるような方向が必要と思うんですが、この点については何か、例えば八街市としてはお考えがあるのでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

こういったテレビ電話装置を使った事業の推進につきまして、八街市が今現在こういった形で推進、後押しといったような施策は今のところございません。

○京増委員

何年も待たないで、いつ何があるか分からないわけですから、コロナ以外の感染症も起きる

かもしれませんし、テレビ電話で対応できるというふうなことを、私は政策としてもお願いしておきたいと思います。

次に、6ページというか、前の大きな4番のところからありまして、事業者が1から12まであります。その中で、すみません、(3)指定特定施設ということについて、ちょっとご説明をお願いします。

○加藤委員長

京増委員、これは指定特定施設の何を聞きたいんですか。

○京増委員

指定特定施設という内容、どういうものなのかを説明願います。

○飛田高齢者福祉課長

例えば、介護付きの有料老人ホームなどがこの中に含まれます。

○京増委員

すると、12番の介護医療院については八街市にはないと思うんですが、ほかにも八街市にはない施設があるのでしょうか。

○加藤委員長

京増委員、1から12の中で八街市には存在しない施設、項目があるかということですね。

○京増委員

そうです。

○飛田高齢者福祉課長

失礼いたしました。八街市では現在、(8)指定看護小規模多機能型居宅介護事業所というのはございません。

○加藤委員長

ほかにも質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、12ページなんですけど、大きい3番です。

過疎地域その他、これに類する地域においてと、いろいろ書いてあるんですが、市が認めた場合に登録定員、通いサービスや合宿サービス等の利用定員を超えて介護の提供ができるようにするとあるんですが、八街は該当しないと思うんですが、まず該当するのか、しないのか、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

条例上はうたっておりますけれども、八街市では今のところ該当しないというふうを考えております。

○京増委員

八街市にはないということで。

それで、災害や感染症の予防などについて、今いろいろ問題になっているんですが、いろいろあったとしても、定員を超えてサービスを提供するというのは、密になるということから

も、私はおかしいのではないかと。どこまでも利用者の安全を考えた条例にしていく必要があると思うんですが、この点についてはいかがですか。

○加藤委員長

それは何ページですか。

○京増委員

12ページ。

○加藤委員長

12ページですか。

○飛田高齢者福祉課長

この規定につきましては、やはり非常時における定員を超えてのサービス提供ということで、程度はあるかと思うんですけれども、できるだけ通常の事業の中で、定員の中で対応していただく。ただ、それができない場合には暫定的に、一時的に可能とする規定というところで考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

14ページなんですけど、大きい4のところ。

○加藤委員長

幾つですか、何条ですか。

○京増委員

上から9から10行目です。介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くとあるんですが、どのような研修を終わった方が代わることができるのか、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

申し訳ございません。厚生労働大臣が定める研修というものにつきましては、ちょっと把握できておりません。すみません。

○加藤委員長

これは後ほどの答弁という形でできますか。

○飛田高齢者福祉課長

ちょっと調べさせていただいて、後ほどお答えさせていただきます。

○加藤委員長

分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

18ページ、口腔衛生の管理について、お伺いします。

○加藤委員長

何条とか、そういうのをお願いします。

○京増委員

上から2番目に、口腔衛生の管理とあります。

○加藤委員長

163条の3ですね。

○京増委員

はい。そうですね。

その前は栄養管理のことなんですけれど、栄養管理は栄養士さんが行うと思いますが、口腔衛生の管理は誰か専門の方が行うのか、それともどうなのか、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

口腔衛生管理につきましては、歯科衛生士が対応するような形になろうかなというふうに考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

20ページ、真ん中よりちょっと下で、電磁的記録等の第204条ですが、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録ができるというふうになるわけですが、既にこういうことをやっているということはないんでしょうね、できるということですから、これからやっていくということだと思うんですが、まずそのことについてお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

現時点では基本的に紙でのやり取りというふうになっております。これを電磁的記録、いわゆる電子データという形でのやり取りができるような形に変えるというものでございます。

○山口委員

先ほどの答弁をちょっと確認させていただきたいんですけど、歯科衛生士が研修を行うということなんですけど、利用者に対して行うわけじゃなくて、介護職員とか、そういった方々に研修をその方が行うということですか。ちょっと確認させていただきます。それでよろしいんですね。

○飛田高齢者福祉課長

これは利用者に対する口腔衛生管理。

入所者の口腔衛生の管理ということですので、利用者さんに対する口腔衛生ということで認識しております。

○山口委員

後で、その辺は確認してください。多分、職員に対して研修を行って、それを利用者さんに対して行う形だと、私は認識しているんですが、その辺は確認してください。

○飛田高齢者福祉課長

大変失礼いたしました。委員のおっしゃるとおりです。こちらの認識が違っておりました。

失礼いたしました。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

はい。

○加藤委員長

整理して、ページと、何行目かをきちんと教えてください。

○京増委員

はい。22ページ、6番の下から8行目から9行目、ユニットの定員に係る経過措置なんですけど、私は何回も読んだんですけど、ちょっと意味がよく分からないので、説明をお願いしたいんですが、下から4行目ですね、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及びと書いてあるんですが、すみません、6全体なんですけれど、入居定員が10人を超えるユニットを整備する場合に。

○加藤委員長

何を聞きたいのか、きちんとはっきりしてください。

○京増委員

はい。ユニットの定員に係る経過措置についてなんですけれども、職員の配置について、実態を勘案して配置するように努めるものとしているんですが、実際にはどうなっているのかなというのがちょっと分からなくて、そのところの説明をお願いします。

○加藤委員長

京増委員、もう一回質問をきちんと整理してください。

ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時08分)

○加藤委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。

○京増委員

先ほどは失礼いたしました。

22ページのユニットの定員に係る経過措置なんですけど、説明書は55ページになります。

今度の条例改正では、ユニットの入居定員は原則として概ね10人以下として15人を超えないものとするということで、規制緩和になります。それにあって居室の床面積は広げるわけなんですけれども、介護職員については何の規定もありません。これでは入所者の安全を守れないだろうと思うんですが、その点についての条例を作る際にあっての担当のお考えはどうだったんでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

概ね1ユニットに対して1人の職員を付けるということになっておりますので、その点につきましては変更がないということになりますので、10人までとじていたものが15人まで許容されるということになれば、そこに対して1名の職員が対応するというような形になるかと思えます。

○京増委員

認知症の方々の入居ももちろん想定されていますよね。認知症の方のお世話は、本当に何かあるか分からない場合が結構あるんですよ。今までは10人以下というふうに言っていたのに15人にする、職員は増やさないということでは、私は入居者の安全は守れないと思えます。私も、ほんの少しの間でしたけれど、介護職を経験したことがありますけれど、安全を守るということがどれほど神経をすり減らすか、これを読んで、本当にどうなるんだろうと心配になりましたので、条例を作っていく際については、そこもぜひ考えておいていただきたいなど、要望しておきたいと思えます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第21号、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

それでは、議案第22号、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

追加議案の24ページから、追加議案説明資料は64ページからになります。

この条例は、議案第21号と同じく、令和3年1月25日付、令和3年厚生労働省令第9号

の公布に伴い、本市の関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましても、議案第21号と同様に、厚生労働省令に準拠したものとなっており、虐待防止、感染症予防、感染症及び災害発生時の業務継続、認知症介護に係る基礎的な研修の受講、電磁記録の作成保存等、各種義務規定等を追加するものでございます。

この条例の対象となる事業者は、本市指定の地域密着型介護予防サービス事業者でございます。

条例の施行日は令和3年4月1日、ただし虐待防止、業務継続計画策定、感染予防及び認知症に係る研修に関する義務規定につきましては、経過措置として令和6年3月31日までは努力義務とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第22号、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

では、議案第23号、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

追加議案の34ページから、追加議案説明資料は90ページからになります。

この条例は、議案第21号、第22号と同じく、令和3年1月25日付、令和3年厚生労働

省令第9号の公布に伴い、本市の関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましても、議案第21号及び第22号と同様に、改正厚生労働省令に準拠したものとなっており、虐待防止、感染症予防、感染症及び災害発生時の業務継続、電磁記録の作成保存等、各種義務規定等を追加するものでございます。

この条例の対象となる事業者は、本市指定の介護予防支援事業者でございます。

条例の施行日は令和3年4月1日、ただし虐待防止、業務継続計画策定及び感染予防義務につきましては、経過措置として令和6年3月31日までは努力義務とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第23号、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

それでは、議案第24号、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

追加議案の39ページから、追加議案説明資料は99ページからとなります。

この条例は、議案第21号から第23号までと同じく、令和3年1月25日付、令和3年厚生労働省令第9号の公布に伴い、本市の関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましても、議案第21号から第23号までと同様に、改正厚生労働省令に準

抛したものとなっており、虐待防止、感染症予防、感染症及び災害発生時の業務継続、電磁記録の作成保存等、各種義務規定等を追加するものでございます。

この条例の対象となる事業者は、本市指定の居宅介護支援事業者でございます。

条例の施行日は令和3年4月1日、ただし虐待防止、業務継続計画策定及び感染予防義務につきましては、経過措置として令和6年3月31日までは努力義務とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第24号、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出2款総務費の内1項10目及び3項について、提案者の説明を求めます。

○古内市民協働推進課長

それでは、2款総務費、1項総務管理費、10目協働のまちづくり推進費について、ご説明いたします。

補正予算書19ページをご覧ください。

補正前の額から648万円を減額し、2千244万4千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

これは、全額、地区コミュニティ推進費、18節負担金補助及び交付金で、令和元年台風第15号、第19号及び同年10月25日の大雨の際に被災した集会施設等の再建費用の一部

を補助するために創設した、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金の支出見込額が確定いたしましたので、減額するものでございます。

なお、本制度は西林区の真木山町内会集会所、吉倉区の吉倉公民館、七区集会所、四木区の四木第1町内会集会所及び四木第4町内会集会所の5施設の修繕に活用され、補助金の支出総額は102万円となっております。

以上で説明を終わります。

○春日市民課長

続きまして、戸籍住民基本台帳費について、ご説明いたします。

補正予算書の20ページ、21ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額から107万3千円を減額し、補正後の額を1億8千109万7千円とするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費のうち職員手当40万円の増は、外国人住民に関わる事務等の増加に伴う時間外手当の増額補正です。

次に、社会保障・税番号制度関連事務費147万3千円の減は、11節役務費のうちマイナンバーカードの交付促進のため計画していた出張申請、申請時来庁方式等に必要な郵送料が新型コロナウイルス感染症の流行により事業目標の件数に満たなかったため、減額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○堀越社会福祉課長

それでは、3款民生費について、ご説明いたします。

補正予算書の21、22ページをご覧ください。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、補正前の額から3千367万3千円を減額し、補正後の額を1億3千261万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

民生委員関係費18万円の減額は、民生委員の人数の確定による減額でございます。

次に、社会を明るくする運動運営費11万円の減額は、事業確定に伴う消耗品費及び手数料の減額でございます。

次に、生活困窮者自立支援事業費3千338万3千円の減額につきましては、19節扶助費、

住居確保給付金で、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮している市民からの相談件数や住居確保給付金の申請状況から予算に残額が見込まれるため、減額補正を行うものでございます。

○高山障がい福祉課長

続きまして、同じく22ページ、3目障がい者福祉費について、ご説明いたします。

補正前の額から4千353万1千円を減額し、補正後の額を20億5千763万2千円にしようとするものです。

説明欄にて、ご説明いたします。

障害者自立支援給付事業費4千203万1千円の減額は、19節扶助費、障害児通所給付費について、今年度支給見込額が確定したことによる減額でございます。

地域生活支援事業費150万円の減額は、19節扶助費、ねたきり身体障害者入浴サービス費について、今年度支給見込額が確定したことによる減額でございます。

以上でございます。

○飛田高齢者福祉課長

続きまして、5目老人福祉費について、ご説明いたします。

補正前の額から1千302万6千円を減額し、補正後の額を10億1千820万8千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費30万円の減は、3節職員手当等の減で、時間外手当の減額補正でございます。

在宅老人援護対策費1千418万1千円の減は、19節扶助費中はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成費135万1千円の減、及び高齢者外出支援タクシー利用助成費1千283万円の減で、共に利用者数が当初の見込みを下回ったことによる減額補正でございます。

23ページをご覧ください。

緊急通報装置設置管理事業費240万9千円の減は、緊急通報装置の設置数が当初の見込みを下回ったことによる減額補正でございます。

敬老事業費35万円の減は、全額、100歳高齢者祝金の減額補正でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金421万4千円の増額につきましては、事業費繰出金として129万9千円の増額、保険基盤安定繰出金として291万5千円の増額をするものでございます。このうち、低所得者等の負担軽減を図る保険基盤安定負担金につきましては、前年度実績より1千522万4千円増の1億4千803万9千572円の交付が確定しており、69.3パーセントの方が保険基盤安定負担金算定上の軽減対象となっております。

続きまして、6目老人福祉施設費について、ご説明いたします。

補正前の額から10万円を減額し、補正後の額を2億8千53万3千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費10万円の減は、3節職員手当等の減で、老人福祉センター職員の時間外手当

の減額補正でございます。

続きまして、7目介護保険費について、ご説明いたします。

補正前の額から80万円を減額し、補正後の額を8億6千963万3千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費80万円の減は、3節職員手当の減で、時間外手当の減額補正でございます。

○石井国保年金課長

続きまして、8目国民健康保険費について、ご説明いたします。

補正前の額から376万4千円を増額し、補正後の額を6億3千586万2千円にしようとするものでございます。

一般職人件費20万円の増額は、国民健康保険担当職員の時間外手当増額によるものでございます。

次に、国民健康保険特別会計繰出金356万4千円の増額につきましては、国民健康保険基盤安定繰出金を増額するものでございます。低所得者等の負担軽減を図る国民健康保険基盤安定負担金につきましては、前年度実績より356万3千円増の4億8千27万8千170円の交付が決定したことによるもので、54.3パーセントの世帯が保険基盤安定負担金算定上の軽減対象となっております。

○田中子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費について、ご説明いたします。

補正予算書は24ページをご覧ください。

1目児童福祉総務費につきましては、補正前の額に629万4千円を追加し、補正後の額を4億4千276万5千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

一般職人件費50万円の増額につきましては、一般職職員の時間外手当の増額補正でございます。

児童福祉総務費739万3千円の増額につきましては、令和元年度子ども・子育て支援交付金の額が確定したことによる、国、県への返還金でございます。

子育てのための施設等利用給付事業費159万9千円の減額につきましては、一時預かり事業及び認可外保育施設利用給付事業の支出見込額の確定による247万2千円の減額、令和元年度分の子育てのための施設等利用給付事業費の額が確定したことによる、国、県への返還金87万3千円の増額補正でございます。

補正予算書は25ページになります。

2目児童措置費につきましては、補正前の額から4千761万円を減額し、補正後の額を8億6千59万7千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

児童手当支給費4千761万円の減額につきましては、児童手当の支給見込額の確定により

減額補正するものでございます。

5目保育園費につきましては、補正前の額から2千802万円を減額し、補正後の額を15億9千48万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費50万円の減額につきましては、全額、3節職員手当等の減額補正でござい
ます。

保育園管理費1千万円の減額につきましては、12節委託料で保育士派遣業務の支出見込額
が確定したことによる減額補正でござい
ます。

私立認定こども園運営費補助事業費59万9千円の増額につきましては、18節負担金補助
及び交付金で、認定こども園新制度に移行した幼稚園への施設型給付費負担金49万7千円
の増額、22節償還金利子及び割引料で、令和元年度の子どものための教育・保育給付費地
方単独負担金の額の確定に伴う県への返還金10万2千円の増額補正でござい
ます。

家庭的保育事業等運営委託事業費1千811万9千円の減額につきましては、小規模保育事
業所A型2園に対する運営費、及び特別保育に係る給付費負担金の見込額の確定に伴う減額
補正でござい
ます。

○醍醐つくし園長

続きまして、6目マザーズホーム費について、ご説明いたします。

25ページをご覧ください。

事業費の補正はありませんが、児童発達支援事業費収入の減額に伴うもので、財源内訳につ
いて、243万4千円を特定財源から一般財源に財源組替えをしようとするものです。

○堀越社会福祉課長

続きまして、補正予算書26ページをご覧ください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、補正前の額から190万2千円を減
額し、補正後の額を1億1千256万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

生活保護総務費190万2千円の減額は、12節委託料で医療扶助適正化等支援業務委託料
確定に伴う減額でござい
ます。

続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費につきましては、21万9千円を増額しよ
うとするものです。

説明欄をご覧ください。

災害救助費21万9千円は、22節償還金利子及び割引料で、令和元年度事業の確定に伴い、
県支出金を返還する必要が生じたものでござい
ます。

以上で、3款民生費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願
い
いたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はあり
ま
せんか。

○栗林委員

大変すみません。民生費の3款。

○加藤委員長

ページを言ってください。

○栗林委員

はい。22ページ、3目の障害者福祉費に関してなんですけれども、扶助費、ねたきり身体障害者入浴サービス費に関してなんですけど、コロナ等もありまして、多分サービスを利用される方等は減少したと思われるんですけれども、逆に、コロナ等でも必要なサービスと私は考えているんですけれども、実際の利用者数をお聞かせください。

○高山障がい福祉課長

こちらのねたきり身体障害者入浴サービスをご利用されている方は、現在は大人の方が2人、子どもが2人です。コロナということではなく、当初予算4人分で週2回の利用を見込んでおりましたけれども、週1回の利用を希望された方が、大人の方が2名いらっしゃったことによって、減額補正させていただくところです。

○栗林委員

分かりました。

同じく、22ページの中の生活困窮者自立支援の中なんですけれども、住宅確保給付金なんですけど、実際の申請数等が少なくて減額ということなんですけれども、申請者数と受給者数をお知らせください。

○堀越社会福祉課長

住居確保給付金につきましては、12月末現在で74件の申請でございます。同じく12月末現在ですが、支給決定件数といたしましては65件となっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

予算書21ページです。社会福祉総務費の中で報償費、民生委員・児童委員の人数の確定による減額ということでございました。現在、定員数に対して何名足りていないのか、教えてくださいたいと思います。

○堀越社会福祉課長

民生委員の定数につきましては94名でございます。また、実人数といたしましては91人となっております。

○小菅委員

3名の定員割れということでございますが、民生委員は地域にかなり密着されて活動されていて、いろいろ協力していただいているところがございますけれども、3人減っているということで、ほかの民生委員に仕事が回っていくような状況だと思いますけれども、定員が3人減っているということで、ほかの民生委員に対して仕事を回してもらい、その3人分の。そうすると、また仕事量が増えていくという状況だと思いますけれども、募集をかける時点

において、仕事量がまた増えていっているような状況ですので、その辺を執行部の方ではどのようにお考えか、お伺いいたします。

○堀越社会福祉課長

現在、まだ民生委員については審査中のところもございますが、4月1日付で2名の方にお願いできるような形で進めております。

○加藤委員長

ほかに質疑は。

○京増委員

それでは、23ページから24ページの国保の繰出金について、お伺いします。

356万4千円の繰出金なんですが、低所得者への保険税軽減なわけですが、今の状況の中ではやはり軽減策が必要なんだろうと思うんですが、どのぐらいの方を見込んでいるのか、お伺いします。

○石井国保年金課長

決定額ということになるんですが、令和2年度の決定額ということで、全体で6千651世帯、7割軽減が3千493世帯、5割軽減が1千673世帯、2割軽減が1千485世帯となっております。

○京増委員

毎年なんですが、7割軽減が本当に増えてきているわけですけど、7割軽減は令和2年度、何世帯ぐらい増えたのでしょうか。

○石井国保年金課長

令和元年度が3千459件、令和2年度が3千493件ですので、34件の増となっております。

○京増委員

コロナ禍によって、会社勤めをされていた方が失業されて、国保に加入された方もいらっしゃると思うんですが、どのぐらい国保に加入される方が増えたか、分かりますか。

○加藤委員長

ちょっとすみません。議案に沿ってやってください。

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは25ページ、次のページなんですけど、保育士派遣業務で1千万円の減額なんですが、保育士は最初の計画よりもどうだったのか、計画を達成できたのかどうか、お伺いします。

○田中子育て支援課長

派遣につきましては、保育士6名、また看護師3名で予算要望しておりまして、保育士につきましては、2か月ほど遅れましたが、全員確保できた状況でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。再開後は、4款衛生費の内1項1目から3目、9款教育費、第2表繰越明許費補正1追加の内2款総務費の審査を行います。よろしくお願いします。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午後 1時09分)

○加藤委員長

再開します。

飛田高齢者福祉課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○飛田高齢者福祉課長

それでは、午前中の議案第21号について、ご審議いただく中で、京増委員からのご質問で答えできなかった部分について、お答えいたします。

追加の付議案の14ページの上から10行目のところに書かれております、厚生労働大臣が定める研修とは、というご質問でしたけれども、こちらにつきましては、国または県が指定する所定の認知症に係る研修ということでございます。こちらを修了しているものを置くことができるという規定になっております。

○加藤委員長

次に、田中子育て支援課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○田中子育て支援課長

先ほど京増委員の方からご質問のありました補正予算の25ページ、保育園管理費の中で、派遣保育士の確保ということで、6名中1名が2か月遅れの雇用ということで答弁いたしましたが、7月1日からの雇用でしたので、3か月遅れに訂正させていただきます。

○加藤委員長

次に、歳出4款衛生費の内1項1目から3目について、提案者の説明を求めます。

○小山田健康増進課長

それでは、補正予算書26ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費中、1目保健衛生総務費から3目母子保健費について、ご説明いたします。

1目保健衛生総務費は補正前の額に362万7千円を増額し、補正後の額を1億9千708万8千円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費、一般職職員手当90万円については、健康増進課職員の時間外手当の増額でございませぬ。

保健衛生総務費、18節印旛支部小児初期急病診療所負担金408万4千円の増。

続いて、27ページをご覧ください。

成田市急病診療所負担金99万7千円の増は、いずれも、コロナ禍による受診者数の減少が歳入歳出の差引額の増加につながったため、負担金額の増額になったものでございます。

次に、病院医療機器整備事業補助金235万4千円の減は、成田赤十字病院の医療機器整備費について、本年度は県補助事業として採択されたため、成田赤十字病院より市町村に対する補助金交付申請を辞退するとの申出があったことにより、予算を減額しようとするものでございます。

2目予防費は、補正前の額に39万1千円を増額し、補正後の額を6億2千719万1千円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。

風しんの追加的対策事業費39万1千円の増は、令和元年度の感染症予防事業費等国庫負担金に返還金が生じたため、増額しようとするものでございます。

3目母子保健費は、補正前の額から1千41万6千円を減額し、補正後の額を2億7千883万9千円とするものでございます。

説明欄をご覧ください。

母子保健指導事業費41万6千円の減は、2歳児歯科健康診査12回分と、口腔衛生普及活動としまして、よい歯のコンクール審査1回の歯科医師への報酬が、コロナの影響により実施できなかったため、減額しようとするものでございます。

次に、高校生等医療費助成事業費1千万円の減は、当初積算した件数ほど申請が伸びていないため、減額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○栗林委員

3目の母子保健費の中の高校生の医療費の分なのですが、当初の予定人数よりも申請人数が少なかったということなのですが、実際の申請人数というか、該当人数の方をお知らせください。

○小山田健康増進課長

本年8月からの医療費助成ということでスタートさせていただいております。今現在、3月までの見込みを含めまして、631件を見込んでおります。2月までの実績を申し上げますと、283件でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出9款教育費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○井口教育総務課長

それでは、歳出9款教育費について、ご説明いたします。

補正予算書の33ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、補正前の額に40万円を増額し、補正後の額を3億2千298万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費40万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴う業務量の増加により時間外勤務手当に不足が見込まれるため、職員手当等を増額するものでございます。

○鈴木教育委員会参事

次に、3目教育指導諸費につきましては、補正前の額から32万1千円を減額し、補正後の額を4千710万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

教育指導諸費、1節報酬10万1千円の減額については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による就学区域審議会委員会議の中止に伴う審議会委員報酬の減額です。

育て八街っ子推進事業費、13節使用料及び賃借料22万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による学区内交流行事の中止に伴うバス借上料4台分の減額でございます。

○井口教育総務課長

34ページをご覧ください。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、交進小学校浄化槽更新事業に係る地方債の借入れに伴い、財源の組替えを行うものでございます。

○鈴木教育委員会参事

2目教育振興費につきましては、補正前の額から114万円を減額し、補正後の額を5億3千818万7千円にしようとするものです。

なお、ICTを活用した学習支援事業費補助金99万円を歳入するため、併せて一般財源と県支出金の財源の組替えを行うものでございます。

説明欄をご覧ください。

小学校教育振興費、13節使用料及び賃借料114万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、各種行事が中止となったことによるバス借上料19台分の減額です。

3項中学校費、2目教育振興費につきましては、補正前の額から319万1千円を減額し、補正後の額を3億1千940万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校教育振興費、10節需用費、消耗品費119万1千円の減額につきましては、教師用デジタル教科書、英語の1年生から3年生分が学校保健特別対策事業費の補助対象となったことによる減額でございます。

中学校生徒援助奨励費、19節扶助費200万円の減額につきましては、特別支援教育就学奨励費が当初の見込額を下回ったための減額でございます。

○井口教育総務課長

続きまして、3目学校建設費につきましては、補正前の額から3千895万1千円を減額し、補正後の額を1億1千522万9千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

中学校施設改修事業費3千895万1千円の減額は、八街南中学校体育館の非構造部材の耐震改修工事に係る工事費確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

○田中子育て支援課長

続きまして、4項幼稚園費について、ご説明いたします。

補正予算書35ページをご覧ください。

1目幼稚園費につきましては、補正前の額から561万2千円を減額し、補正後の額を1億8千442万5千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

子育てのための施設等利用給付事業費561万2千円の減額は、未移行の私立幼稚園を利用した場合の預かり保育及び実費徴収に係る補足給付事業の給付見込額の確定に伴う減額補正でございます。

○小川社会教育課長

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきまして、ご説明いたします。

補正前の額から27万2千円を減額し、補正後の額を1億1千111万7千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

社会教育振興費、1節報酬、社会教育委員の報酬で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための開催回数の減によるものでございます。

次に、2目公民館費について、ご説明いたします。

補正前の額から114万2千円を減額し、補正後の額を8千903万4千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

中央公民館管理運営費114万2千円の減額は、7節報償費、講師謝礼で、10月以降に予定しておりました後期分の主催学習講座が新型コロナウイルス感染症拡大防止のための中止による減でございます。

次に、12節委託料69万円の減額は、館内の清掃業務、グランドピアノ保守点検業務、5時15分から午後9時15分まで委託している夜間管理業務が、緊急事態宣言が発令され臨

時休館になったことでの見直しによる減でございます。

次に、13節使用料及び賃借料10万円の減は、バスを使用して実施する予定でありました主催学習講座の中止による減でございます。

36ページをご覧ください。

次に、4目郷土資料館費について、ご説明いたします。

補正前の額から34万6千円を減額し、補正後の額を683万円にしようとするものです。説明欄をご覧ください。

郷土資料館管理運営費34万6千円の減額は、郷土資料館を解体し、中央公民館に一時的に事務室を移転したことの見直しによる、10節需用費中燃料費及び光熱水費、11節役務費、12節委託料の減でございます。なお、10節需用費中印刷製本費17万3千円は、例年11月に開催しております企画展の中止による減であります。

次に、14節工事請負費6万1千円の減額は、郷土資料館解体工事の額が確定したことによる減でございます。

17節備品購入費2万5千円の減額は、データ保存用備品購入の額が確定したことによる減でございます。

次に、5目市史編さん費について、ご説明いたします。

補正前の額から72万1千円を減額し、補正後の額を183万4千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

市史編さん費72万1千円の減額は、7節報償費で、市史編さん専門委員及び協力委員による活動について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、見直しをしたことによる減でございます。

○秋葉スポーツ振興課長

続きまして、6項保健体育費について、ご説明いたします。

36ページ、37ページをご覧ください。

1目保健体育総務費につきましては、補正前の額から43万3千円を減額し、補正後の額を8千678万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

体育振興費43万3千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、スポーツレクリエーション祭、少年野球教室、近隣中学校柔道大会、印旛郡市民体育大会など、各種事業を中止したことにより、事業に係る報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料を減額するものでございます。

○鈴木教育委員会参事

次に、2目学校保健費につきましては、補正前の額から129万8千円を減額し、補正後の額を7千171万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校保健管理費、12節委託料129万8千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、脊柱側弯症3Dスコリオ検査の中止、及び児童・生徒及び教職員の健康診断の実施者が当初見込みより少なかったことによる減額です。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山口委員

若干お聞きいたします。

まず、自動車の借上料なんですが。

○加藤委員長

ページ数を。

○山口委員

33、34ページ、自動車借上料というところです。

教育指導費とか、例えば教育振興費の中、中学校の方でもバスの借上料等々がありますけれども、コロナ禍で、これは致し方ないというふうに思います。今後に関しては、コロナの影響で八街の業者さんもなくなってしましまして、バスの借上げが今後難しくなるんじゃないかというふうに考えますが、その点については問題なくやれるというふうに思いますか。

○鈴木教育委員会参事

これまで利用させていただいた観光会社がなくなったこともございますが、そのほかにも利用している業者がございますので、そこを引き継いで行っていく予定で、来年度は行こうかというふうに思っております。

また、今年度は中止、当初、コロナ感染がどこまで影響するかということで、旅行等は中止ということにしましたけれども、市内学習も含めて、感染対策を取っていけば実現できるというような方向もございますので、慎重に、実施できるように努めてまいりたいと思っております。

○山口委員

ぜひともよろしくお願いいたします。

あと、34ページの中学校大規模改修工事、八街南中学校が大規模改修ということで、この工事はもう終わりで、終了して使用できるような環境になったのか、お伺いします。

○井口教育総務課長

工事自体は1月に完了いたしまして、今現在、体育館の方は使用しております。

○山口委員

分かりました。卒業式に間に合ったということで、大変よかったなというふうに思います。

次に、最後、37ページの健康診断業務に関してなんですけれども、教職員の方で予定数よりも健康診断を受けられる方が少なかったということなんですけど、それについてもう少し詳しく教えていただければというふうに思います。

○加藤委員長

すぐ答弁できますか。

○関教育次長

お答えいたします。

当初の見込みよりも少なくなったということでございますけれども、教職員によっては人間ドック、個人的に人間ドックを希望している職員もございますので、その辺のところでは多少は少なくなっているということです。

○山口委員

分かりました。ということは、そういった健康診断を受けられていない、ということではないということですね。理解できました。ありがとうございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○京増委員

34ページ、教育振興費について、伺います。

特別支援教育の就学援助なんです、200万円の減額予算なんです、受給率はどのくらいなんでしょうか。

○鈴木教育委員会参事

受給率という形でお答えはできませんけれども、当初予算の大体半数を少し超える程度の受給人数でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

予算書34ページ、学校建設費、先ほど山口委員からも質問がございましたけれども、金額の方でちょっと気になることがありまして、3千800万円の減額、工事費の確定ということで説明がございました。当初予算では1億5千400万円ということでしたが、約25パーセントの減額ということです。この工事に関しては、どうしてこのように大きな差が出たと執行部の方では考えているのか、お伺いいたします。

○井口教育総務課長

当初予算の計上段階におきまして、実施設計の方をしておりまして、概算で少し額の方は多めに計上しております。ということで、1億5千万円で計上させていただきました。実施設計によりまして、予定価格の方は1億1千671万円ということになりまして、それで落札した業者さんの落札率は91.8パーセントということになりまして、費用が多少落ちたと。その後、若干、工事の増もございまして、1千万円ほど、工事費の方は増になったんですが、最終的には4千万円弱ぐらいの執行残が生じたということでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表繰越明許費補正1追加の内2款総務費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○春日市民課長

それでは、第2表繰越明許費補正1追加について、ご説明いたします。

補正予算書の6ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度関連事務費350万9千円の繰越しにつきましては、住民基本台帳システムの改修が新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、三密回避の対策を行う必要があり、ベンダーの作業効率が低下したこと及び市とベンダー間の打合せが困難となったことに伴い、今年度中にシステム改修を完了することができなくなったため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

ご連絡いたします。執行部の入替えを行いますので、委員の皆さんは着席のまま、お待ちください。

再開します。

議案第10号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

それでは、議案第10号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について、ご説

いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億6千957万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億6千450万5千円にしようとするものでございます。

詳細は、事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、補正前の額に7千806万8千円を減額し、補正後の額を18億7千940万2千円にしようとするものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、補正前の額に21万2千円を追加し、補正後の額を372万1千円にしようとするものでございます。

国民健康保険税の減額理由としましては、予算算定時において前年度と同水準の世帯所得を見込み、予算編成を行いました。が、世帯所得の減少が大きかったこと、新型コロナウイルス感染症に伴う減免、台風15号による被害世帯の追加減免等により、約2千700万円の保険税減免を行ったことによるものでございます。

9ページをご覧ください。

2款2項1目保険給付費等交付金は、補正前の額に1億4千128万6千円を減額し、補正後の額を58億1千66万2千円にしようとするものでございます。

1節保険給付費等交付金（普通交付金）1億4千851万7千円の減額は、千葉県より57億2千474万4千984円の変更交付決定を受けたことにより、その差額分を減額するものでございます。

この交付金は、歳出2款保険給付費中の療養給付費、療養費、高額療養費、審査支払手数料の支払いに充てる交付金であります。

2節保険給付費等交付金（特別交付金）723万1千円の増額は、特別調整交付金の交付基準である新型コロナウイルス感染症に伴う減免額、台風15号等による被害世帯の追加減免額など、既定の予算に追加するものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は補正前の額に356万4千円を追加し、補正後の額を5億5千453万1千円にしようとするものでございます。

1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）356万4千円の増額は、低所得者世帯等の負担軽減を図る国民健康保険基盤安定負担金につきまして、前年度実績より356万3千円増の4億8千27万8千170円の交付が確定したことによるもので、54.3パーセントの世帯が保険基盤安定負担金算定上の軽減対象となっております。

4款1項1目繰越金は、補正前の額に1千719万9千円を追加し、補正後の額を2千73万2千円にしようとするもので、令和元年度決算に伴う繰越金でございます。

10ページをご覧ください。

5款1項1目一般被保険者延滞金は、補正前の額に1千284万4千円を追加し、補正後の

額を4千404万4千円にしようとするものでございます。

2目退職被保険者等延滞金は、補正前の額に60万1千円を追加し、補正後の額を67万1千円にしようとするものでございます。

これは、令和2年12月末日までに収納した延滞金総額を計上したことによるものです。

6款1項1目保険制度関係業務事業費補助金は、260万3千円を新たに追加しようとするもので、被保険者番号を個人単位化するためのシステム改修に要する財源を、2款2項1目2節保険給付費等交付金（特別交付金）から保険制度関係業務事業国庫補助金に財源の振り替えをするものでございます。

2目災害臨時特例補助金は1千275万8千円を新たに計上しようとするもので、新型コロナウイルス感染症対応分として、令和2年12月17日まで審査した令和2年度分国民健康保険税減免額の10分の6に相当する補助金でございます。

次に、歳出です。

11ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、補正前の額から385万円を減額し、補正後の額を2千505万円にしようとするもので、保険制度準備事業システム改修業務の改修内容に変更が生じたため、減額するものでございます。

1款2項1目賦課徴収費は、補正前の額から10万円を減額し、補正後の額を1千93万5千円にしようとするもので、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金を一般会計で負担することとしたため、減額するものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、財源である保険給付費等交付金（普通交付金）について、千葉県より1億4千851万7千円減額の変更交付決定を受けたことにより、一般財源に財源の組替えを行うものでございます。

12ページをご覧ください。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、財源である国民健康保険税と新型コロナウイルス感染症に関連する減免により財源手当された特別調整交付金及び災害臨時特例補助金の財源の組替えを行うものでございます。

5款1項1目特定健康診査等事業費は、補正前の額から596万2千円を減額し、補正後の額を4千377万8千円にしようとするもので、コロナ禍の中での特定健診事業運営を踏まえ、人工知能を活用した特定健診受診率向上事業を見送ったため減額するものでございます。

6款1項1目基金積立金は、補正前の額に1億7千599万1千円を減額し、補正後の額を2千220万8千円にしようとするもので、保険税及び千葉県保険給付費等交付金の減少等に伴う調整を、財政調整基金積立金により行ったことによるものでございます。

13ページをご覧ください。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金は、補正前の額に42万2千円を追加し、補正後の額を1千42万2千円にしようとするものでございます。

保険税過誤納還付金については、新型コロナウイルス感染症に伴う令和元年度保険税第8期

分について、240万6千400円の減免を行ったことにより、還付金に不足が見込まれたことによるものでございます。

3目償還金は、補正前の額に143万3千円を追加し、補正後の額を143万7千円にしようとするものでございます。

国庫支出金等返還金については、令和元年度に実施した特定健康診査保健指導負担金の額の確定に伴う返還金で、国及び千葉県にそれぞれ71万7千円を返還するものでございます。

2項1目一般会計繰出金は、補正前の額に1千447万5千円を追加し、補正後の額を1千447万6千円にしようとするものでございます。

一般会計繰出金については、一般会計からの法定分事務費繰入金の余剰金が確定したため、令和元年度分は772万8千778円を、平成29年度分は674万5千246円を、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第10号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

それでは、議案第11号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ163万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億640万2千円にしようとするものでございます。

詳細は、事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目特別徴収保険料は、補正前の額に54万3千円を減額し、補正後の額を3億926万5千円にしようとするものです。

2目普通徴収保険料は、補正前の額に638万3千円を減額し、補正後の額を2億3千393万6千円にしようとするもので、現年度分保険料は457万1千円を減額、前年度滞納繰越分は181万2千円を減額するものでございます。

2款1項1目事務費繰入金は、補正前の額に129万9千円を減額し、補正後の額を605万7千円にしようとするものでございます。

これは、5款国庫支出金に計上しました高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の決定に伴い、不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目基盤安定繰入金は、補正前の額に291万5千円を追加し、補正後の額を1億4千804万円にしようとするものでございます。

これは、低所得者等の負担軽減を図る保険基盤安定負担金につきまして、前年度実績より1千522万4千円増の1億4千803万9千430円が確定したことによるもので、69.3パーセントの方が保険基盤安定負担金算定上の軽減対象となります。

3款1項1目繰越金は、補正前の額に235万2千円を追加し、補正後の額を435万2千円にしようとするもので、令和元年度決算に伴う繰越金でございます。

9ページをご覧ください。

4款1項1目延滞金は、補正前の額に28万円を追加し、補正後の額を29万円にしようとするもので、令和2年12月18日現在の収入額でございます。

○加藤委員長

ちょっと課長、いいですか。今、補正額を28万円とおっしゃいましたか。2万8千円じゃないですか。

○石井国保年金課長

失礼しました。補正前の額に2万8千円を追加し、補正後の額を2万9千円にしようとするもので、令和2年12月18日現在の収入額でございます。

5款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、補正前の額に129万9千円を減額し、補正後の額を32万4千円にしようとするもので、国庫補助金が確定したことにより減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

10ページをご覧ください。

1款2項1目徴収費は、財源である高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金が決定したことにより、不足分を一般財源へ、財源の組替えを行うものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額に353万4千円を減額し、補正後の額を6億9千372万円にしようとするもので、現年度分の保険料収入の減や、保険

基盤安定負担金の確定などに伴い、広域連合への納付金を減額するものでございます。

3款2項1目一般会計繰出金は、190万3千円を新たに計上するもので、令和元年度における一般会計からの法定分繰入金の余剰金が確定したことにより、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第11号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

それでは、議案第12号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1千546万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億6千107万円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細によりご説明いたします。

補正予算書の8ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、3款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、6目地域介護・福祉空間整備等交付金1千546万円を全額、減額補正しようとするものでございます。

これは、介護事業所における非常用自家発電設備整備に係る補助率10分の10の補助金として2事業所分を計上しておりましたが、令和2年度は非常用自家発電設備整備に係る補助金の追加募集がなく、整備が行われなかったことによる減額でございます。

次に、歳出でございますが、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、1目一般管理費から1千546万円を減額し、補正後の額を4千31万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

一般管理費1千546万円の減は、全額、18節負担金補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備事業補助金の減で、歳入でご説明いたしました非常用自家発電設備整備2事業所分の補助金の減額補正でございます。

以上で、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第12号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

会議中にはありますが、ここで15分間休憩いたします。再開後は、議案第16号、17号、18号の審査を行います。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時14分)

○加藤委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第16号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

議案第16号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の21ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算は、令和3年度国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3千500万5千円と定めるもので、前年度と比較し1億6千454万1千円、1.9パーセントの減でございます。

減額の主な理由は、歳入においては世帯所得の減少及び地方税制度の改定に伴う保険税収入の減額、歳出においては被保険者の減少に伴い保険給付費が減額となっていることによるものでございます。

第2条債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、25ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条一時借入金は、一時借入金の最高額を15億円と定めるものでございます。

第4条歳出予算の流用は、歳出予算の同一款内各項間の経費を流用することができる場合について定めるもので、保険給付費各項間の流用をできることとするものでございます。

それでは、事項別明細によりご説明いたします。

297ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、1款国民健康保険税は1億7千875万1千2百円の計上で、前年度と比較し1億7千346万7千円、8.9パーセントの減でございます。

1項1目の一般被保険者国民健康保険税は1億7千838万3千9百円で、前年度と比較し1億7千363万1千円、8.9パーセントの減でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税は367万3千円で、前年度と比較し16万4千円、4.7パーセントの減でございます。

国民健康保険税の減額理由といたしましては、予算算定において、所得割については令和2年度当初課税率と比較して5パーセントの世帯所得減少を見込んだこと、平成30年度の税制改正により令和3年度から基礎控除額が10万円引き上げられることによる事業所得者の課税所得減少を見込んだことによるものでございます。

なお、予算算定上の現年度分収納率は、令和元年度実績の88.38パーセント、加入世帯数は令和2年度当初課税時と同数の1万2千170世帯、被保険者数は1万9千935人で、算定の方をしております。

298ページに移りまして。

2款県支出金は、款合計で59億3千293万円の計上で、前年度と比較し3千689万4千円、0.6パーセントの減でございます。

2款1項1目特定健康診査等負担金は1千887万6千円で、前年度と同額を計上しております。

2款2項1目保険給付費等交付金は59億1千405万4千円で、前年度と比較し3千689万4千円、0.6パーセントの減で、1節保険給付費等交付金（普通交付金）は58億3千670万1千円で、前年度と比較し3千656万円減少しており、これは歳入充当事業での歳出2款療養給付費の減少によるものでございます。

2節保険給付費等交付金（特別交付金）は7千735万3千円で、前年度と比較し33万4千円減少しており、この内訳として医療費適正化への取組など、保険者の努力を判断する指標を踏まえ交付される保険者努力支援分が2千328万8千円、災害や非自発的失業者への保険税軽減など、特別な事情がある場合や地域の特性に応じた調整のために交付される特別調整交付金分が5千306万5千円、新型コロナウイルス感染症傷病手当金100万円を計上したものでございます。

3款財産収入は1千円で、国保財政調整基金積立金運用収入の科目を存目計上するものでございます。

299ページに移りまして。

4款繰入金は、款合計で5億9千728万8千円の計上で、前年度と比較し4千632万円、8.4パーセントの増でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は5億5千363万9千円の計上で、前年度と比較し267万2千円、0.5パーセントの増でございます。

その内訳として、低所得世帯の負担軽減を図る保険基盤安定繰入金として4億8千27万9千円、職員給与等繰入金として3千247万9千円、出産育児一時金繰入金として2千240万円、財政安定化支援事業繰入金として1千840万1千円を計上したものでございまして、保険基盤安定繰入金は令和2年度基盤安定負担金交付決定額を、出産育児一時金は80件分の出産を見込み、それぞれ計上の方をしております。

4款2項1目財政調整基金繰入金は4千364万9千円の計上で、歳入不足額を調整するため国保財政調整基金から繰り入れるものでございます。

5款繰越金は1千円で、存目計上でございます。

300ページをご覧ください。

6款諸収入は款合計で4千727万3千円の計上で、前年度と比較し50万1千円、1.1パーセントの減でございます。

主なものは、1項延滞金及び過料は保険税延滞金として前年度と同額の3千127万円を、また2項雑入は交通事故等により一時負担した保険給付費の返還分など、一般被保険者第三者納付金として昨年度と同額の1千500万円を計上しております。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

301ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は2千260万7千円の計上で、前年度と比較し629万3千円、21.8パーセントの減でございます。

一般管理費1千696万円は、前年度と比較し535万5千円、24.0パーセントの減で、国民健康保険資格管理等に要する一般経費で、11節役務費、通信運搬費として保険証等の郵送料570万9千円、12節委託料として国民健康保険団体連合会で行っている診療報酬明細書の電算共同処理業務委託料584万9千円、保険制度事業システム改修業務209万円が主なもので、令和2年度予算のうち保険制度準備事業システム改修業務792万円の減

により、大幅な減額となっております。

301ページ、302ページをご覧ください。

医療費適正化特別対策事業費388万8千円は、医療費の適正化を図るため実施する診療報酬明細書の点検業務でございます。

2目国保団体連合会負担金247万8千円は、千葉県国民健康保険団体連合会への納付金でございます。

次に、2項1目徴収費は1千234万2千円の計上で、前年度と比較し130万7千円、11.8パーセントの増でございます。

賦課徴収費は国税の賦課徴収に係る諸経費で、10節需用費、印刷製本費として納税通知書等の印刷費144万9千円、11節役務費、通信運搬費として納税通知書等の郵送料540万1千円、手数料としてコンビニ収納関係等事務手数料363万3千円、12節委託料として基礎控除額の変更など、税制改正に伴う国民健康保険システム改修業務134万8千円が主なもので、国民健康保険システム改修業務が賦課徴収費増額の要因となっております。

次に、3項1目運営協議会費16万1千円は、国民健康保険運営協議会委員16名分の報酬でございます。

次に、4項1目趣旨普及費は114万2千円の計上で、前年度と比較し78万9千円、223.5パーセントの増でございます。

これは、国民健康保険に関する趣旨普及を図るため、啓発用パンフレットの充実を図ることによるものでございます。

304ページをご覧ください。

2款保険給付費は、款合計で58億7千861万8千円の計上で、前年度と比較し4千3万3千円、0.7パーセントの減でございます。

予算額算定にあたっては、一般及び退職被保険者に係る療養給付費等の過去の実績に基づき算定しております。

2款1項療養諸費は50億6千519万5千円の計上で、前年度と比較し4千84万7千円、0.8パーセントの減で、療養給付費や療養費、診療報酬明細書の審査支払手数料でございます。

305ページに移りまして。

2款2項高額療養費は7億7千150万5千円の計上で、前年度と比較し428万8千円、0.6パーセントの増で、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費でございます。

306ページに移りまして。

2款3項1目一般被保険者移送費1千円は、損目計上でございます。

2款4項1目出産育児一時金は3千361万7千円の計上で、年間80件分の出産育児一時金及び直接払いに対する手数料でございます。

2款5項1目葬祭費は730万円の計上で、年間146件分の支払費でございます。

307ページに移りまして。

2款6項1目傷病手当金は100万円の計上で、新型コロナウイルス感染症の療養のため、業務につくことができない被用者等に対する傷病手当金でございます。

3款国民健康保険費納付金は款合計で23億5千602万7千円の計上で、前年度と比較し6千595万4千円、2.9パーセントの増で、国民健康保険制度の広域化に伴い、県が市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し定める納付金でございます。

その内訳は、1項医療給付費分として15億6千3万1千円、2項後期高齢者支援金分として5億5千636万6千円、3項介護納付金分として2億3千963万円でございます。

309ページに移りまして。

4款共同事業拠出金2千円の計上は、年金受給者のデータから退職者医療制度該当者を抽出するための事業拠出金でございます。

5款保険事業費は款合計で7千351万5千円の計上で、前年度と比較し1千217万2千円、19.8パーセントの増でございます。

5款1項1目特定健康診査等事業費は、5千195万4千円の計上で、前年度と比較し221万4千円、4.5パーセントの増でございます。

これは、特定健康診査保健指導に要する経費として、12節委託料として特定健康診査委託料3千952万3千円、人工知能AIを活用した特定健診受診率向上事業789万円が主なものでございます。

310ページに移りまして。

5款2項1目保健衛生普及費は2千156万1千円の計上で、前年度と比較し995万8千円、85.8パーセントの増でございます。

これは、11節役務費として医療費通知及びジェネリック差額通知等の郵送料228万7千円、12節委託料として新規に糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者、受診中断者について、適切な受診勧奨を行う糖尿病性腎症重症化予防事業（未受診者勧奨プログラム）166万8千円、及び糖尿病性腎症の発症、重症化のリスクのある方へ保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防事業（支援プログラム）866万3千円を事業化したこと、18節補助金として人間ドック、脳ドック助成事業870万円が主なものでございます。

6款1項1目基金積立金1千円は、存目計上でございます。

311ページに移りまして。

7款1項1目利子は、第3条で定めた一時借入金の最高額15億円を借り入れた際の利子でございます。

8款諸支支出金につきましては、款合計で1千31万2千円の計上で、前年度と比較し4千円の減でございます。

8款1項償還金及び還付加算金1千31万1千円は、過年度分の国民健康保険税過誤納還付金及び還付加算金などでございます。

312ページに移りまして。

8款2項繰出金1千円は、一般会計への繰出金で、存目計上でございます。

9款予備費500万円は、前年度と同額の計上でございます。

最後に、債務負担行為について、ご説明いたします。

316ページをご覧ください。

令和3年度に実施する特定保健指導業務の経費について、債務負担行為の設定をしようとするものでございます。これは、国民健康保険被保険者を対象として実施する特定健康診査において、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果を期待できる被保険者に動機付支援、積極的支援、運動教育及び栄養教育の開催など、特定保健指導を行うものでございます。この保健指導には6か月程度の期間を要するため、先行して行う特定健康診査との関係から、年度内の事業完了を見込めないことから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、令和3年度八街市国民健康保険特別会計について、ご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

すみません。申し訳ありません。1件訂正がございます。

297ページをご覧いただければと思います。

こちらで先ほど国民健康保険税、2目の退職者等国民健康保険税について、367万3千円で、前年度と比較し16万4千円、4.7パーセントの減でございますということで説明してしまっところなんです、実際は増ですので、すみませんが、訂正の方をお願いいたします。

○加藤委員長

皆さん、分かったかな。いいですか。

○石井国保年金課長

すみません、もう一つ。311ページですが、8款諸支出金についてですが、款合計で1千31万2千円の計上で、前年度と比較し4千円の減でございますと説明させていただいたところなんです、こちらは3千円の減の誤りですので、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

以上であります。よろしく審議のほど、願います。

○加藤委員長

理解できましたか、今のところの訂正は。大丈夫ですか。

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

国保会計は世帯数の減少によって総体的な予算額が減っている状況でございます。299ページ、一般会計繰入金の中の繰入金を見てみますと、その中でも繰入金が増えている状況で、今後、国保会計が厳しくなっていく様子が単年度でも伺えるところでございます。

私がまず知りたいところですが、財政調整繰入金、前年度は1千円の存目計上だったと思うんですけども、今回は4千364万9千円が計上されているところでございます。国保分より繰り入れたということですが、今回このような手法を取った経緯はどういうふうになっ

ているのか、お伺いいたします。

○石井国保年金課長

こちらは財政調整基金以外で歳出に見合った歳入を確保しようと試みたところなんですが、財政調整基金繰入金の財源の調整がつかなかったもので、基金からの繰入れをさせていただくことになりまして、歳入歳出の調整を図らせてもらうものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、297ページの国保税収について、お伺いします。

減額の理由は加入世帯が減っているというのも大きいと思うんですが、今までは、この間、社会保険に入ってもらえるようなことが多かったと思うんですが、コロナ禍で例えば失業されたりして国保に加入される方も増える見込みがあるのではないかと思います、その点についての状況はどのようにお考えなのか、伺います。

○石井国保年金課長

国保の加入、脱退の状況なんですが、この4月から2月までの11か月なんですが、社会保険を離脱して国保に加入した方は2千305名、一方、社会保険に加入して国保を離脱した人は1千730名、もちろんこの中には重複している方もいらっしゃるかと思います。2千305名が加入し、1千730名が脱退したという形です。

トータルを見ますと、加入した方は4千219名、4千219名が加入しまして、一方、国保を脱退した方が4千128名で、国保加入者が僅かに増えている状況にあります。

今月の状況を見ますと、外国人の就労生だと思えるんですけど、転出によりまして、多くの方が国保の方を脱退しまして、来月もこの傾向が続くのではないかと考えているところでございまして、大体、転入転出が同じぐらいの数字になるのではないかと推測しているところでございます。

先ほどの当初予算の計上について、被保険者の減少を見込んでいたということでしたが、こちらの算定にあたりましては、令和2年度の当初課税率、被保険者がそのまま推移することを見込んで、同数であるということ想定しまして算定の方をしておりますので、例年は減少を見込んで算定しているところなんですが、今年度は同数ということで算定をしております。

○京増委員

昨年度はコロナによる減免ということもありましたけれど、新年度についてはまだどうなるか分かりませんが、国の方は何らかの、例えばもしもコロナが続けば減免するとか、そのような方向で何か示されているものはあるでしょうか。

○石井国保年金課長

保険税の減免については、今のところ示されているものはございません。傷病手当につきましては、財政支援を6月末まで延長するという通知を先般受けておりますので、それに準じ

た運用をしようと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑は。

○小菅委員

予算書310ページ、保健衛生普及費というのがございまして、説明の中の委託料で糖尿病性腎症重症化予防事業、次に糖尿病性腎症重症化予防事業と、2点ございます。先ほど新規ということで伺いましたが、どういう事業なのか、詳しくお知らせください。

○石井国保年金課長

糖尿病性腎症というものなのですが、こちらは糖尿病の合併症の1つで、糖尿病の状況が続くことによりまして腎臓の機能が損なわれ、血液中の老廃物が尿として排出できなくなることによりまして最終的には腎不全となる、危険な病気とされています。人工透析が必要となる最も大きな要因の1つでもあります。

今、八街市の国保のデータベースシステムで令和元年4月から令和2年3月までの医療費の状況を見ますと、中分類で腎不全というのが5億5千428万9千円でトップでありまして、2位がこれに関連する糖尿病で4億1千812万4千円ということで、早急に取り組まなければならない課題だと考えております。

糖尿病性腎症重症化予防事業（未受診者勧奨プログラム）につきましては、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者、受診中断者について、適切な受診勧奨を行うことにより治療に結び付けることを目的として行うものであります。

もう一つの糖尿病性腎症重症化予防事業（支援プログラム）につきましては、糖尿病性腎症の発症、重症化のリスクのある保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的として行う事業でございます。

未受診者の勧奨プログラムにつきましては対象者を120件と想定しまして、支援プログラムにつきましては対象者を50件と想定しまして、来年度は事業の方を行う予定でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

297ページの先ほどの歳入のところから、もう少しお聞きしたいと思います。

歳入ということになりますと、先ほどから減額の話も、先ほどの補正予算のときもありましたけれども、本当に所得が少なくて払えない、所得はゼロでも国保税は払わなきゃいけないというようなことになると、今の質問にもありました病気の重症化も防げないことになると思うんですね。本来ならば、誰でも払える保険料とか、また減免とかがどうしても必要だと思うんですが、所得が低い方々に対しては、減額しても払えない方々に対しては。

○加藤委員長

京増委員、そういう話になると一般質問になってきますので、予算書に基づいてお願いしま

す。

○京増委員

はい。本来ならば、予算で17億8千300万円以上の保険料が入るはずなんですが、いつも払いきれないわけですね、現年度分が払いきれなくて、また滞納金を納めなきゃいけない。ますます悪循環になっているわけです。ですから私は、こういう方たちに対して、重症化させないためにも、きちんと払えないなら払えないペナルティーを与えないような、そういう保険料の納め方を考える必要があると思うんですが、この点についてのお考えは、今までどうだったのか、やはりきちんと考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○石井国保年金課長

国民健康保険には低所得世帯が多く在籍しているのは事実でございます、応益割につきまして最大7割の軽減措置がございまして、きちんと公費によりまして、その方の保険税につきましては7割の保険税を公費で助成しまして、国保を運営しているような状況でございます。

国保制度につきましては相互扶助の制度で成り立つものでありますので、加入者全員の方に相応のご負担をしていただかないと制度自体が成り立たなくなってしまいますので、あくまでも現行の制度にはこういう助成制度がございまして、こういうものによりまして、市としましては運営していきたいと考えておりますので、その辺につきましてはご理解の方をいただければと思います。

○京増委員

そういう点では、払えない方々にどうするかというのは本当に大きな問題だと思います。そういう方に対してペナルティーを与えないでいただきたいと、要望しておきたいと思います。

次に、298ページ、県支出金についてなんですが、保険給付費等交付金ですが、2節の特別交付金について、お伺いします。

保険者努力支援分、それから特別調整交付金分、これは前年度より減っているんですけど、何の理由で減ったのか、お伺いします。

○石井国保年金課長

県の方から示された数値でございまして、事前に資料の方をこちらから送っているんですが、今年は健診等もコロナ禍ということで受診率がかなり下がっていますし、努力支援制度にある項目の数値の減少が見受けられる事業もございまして、そういうこともございまして、予算上は減少という形で計上の方をさせていただいております。

○京増委員

確かにコロナ禍で本当にいろいろありますけれど、そういうところで予算減と見込んだというところで。

それから、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金なんですが、100万円の見込みですけど、今まで申し込んだ方に合わせて予算を組んだと思われるんですが、何を見込んでおられるのか、伺います。

○石井国保年金課長

傷病手当算出の根拠なんです、最高限度額につきましては、標準報酬月額が今は千葉県ですと139万円なんです、その金額の3分の2にあたる金額が、一月、30日分の最高限度額になります。それを計算しますと大体90万円前後の金額になりますので、最高限度額の人に1か月の傷病手当が支給できる金額を計上させていただいております。

八街の平均保険料等を見ますと、大体1か月、この金額ですと5名分の傷病手当が支給できるぐらいの金額になりますので、この金額を計上させていただいております。

あと、すみません、実績なんです、今年度は1件の受付をしております、11万4千円の傷病手当金の方を支給させていただいております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

初めての国保の傷病手当金ですから、私は一歩前進だと思います。

それから、次の一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金なんです、先ほどの補正予算のご答弁の中では54.3パーセントの方が軽減対象だということをおっしゃいましたが、新年度予算でも同じような傾向なのか、お伺いします。

○石井国保年金課長

新年度予算にあたっては、令和2年度、今年度確定した基盤安定交付金をそのまま掲載、登載させていただいておりますので、全く同じ率になっております。

○京増委員

299ページの繰入金についてなんです、先ほどのご答弁では4千364万9千円を繰り入れて、やりくりができていうふうなご答弁だったと思うんですが、国保財政が広域化になって毎年大変になっているのかなと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○石井国保年金課長

平成30年から公費3千400億円の投入がございまして、国の財政支援が充実しておりますので、平成30年から県の方に財政基盤が移ったと同時に財政支援金を利用して、各市町村においても今、赤字財政を運営している市町村というのは極めて少なくなってきておりますので、財政面だけ見れば、いい方向で、健全な方向に向かって運営の方がされております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

すみません。1点だけお伺いします。

309ページ、AI、人工知能を活用した特定健診受診率向上事業につきましてですが、今年度の受診率をどのぐらいアップさせる方向が目標としてあるのか、お伺いします。

今年じゃない、新年度。

○石井国保年金課長

新年度につきましては、令和元年度の健診率が35パーセントということで、県内では白子町に続いて2番目の大きな伸びをしております。その目標をまた達成できるような形で取り組んでいければと考えております。

○山口委員

ぜひとも、今年度はできなかつたんですけども、新年度、伸びがとても重要になってくると思いますし、コロナ禍ではありますが、活用して、受診率、健康を維持していただくようによろしく願いいたします。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

歳出についてなんですが。

301ページの委託料及び交付金の中で保険制度事業システムの改修業務、それからオンライン資格確認等のシステム運営負担金があるんですが、保険証とマイナンバーカードを結び付けるということが言われているわけですが、ここに関係があるのかどうか、確認させてください。

○石井国保年金課長

保険制度事業システム改修につきましては平成30年度の税制改正によるものでありまして、給料の所得控除額が変わったことによって、基礎控除額が33万円から43万円に引き上がって、高額医療費の判定とか、そういうものに影響が出てきますので、そのためのシステム改修を行うものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

304ページの保険給付費について、お伺いします。

1人当たりの保険料の見込みについて、伺いたいんですが、令和元年度から2年度は増えておりますが、3年度の1人当たりの見込みはどのぐらいなのでしょう。

○加藤委員長

時間がかかりますか、課長、大丈夫ですか。

後ほど答弁してください。

ほかの方、質疑がありましたら、お願いします。ないですか。

京増委員、ほかにありますか。今調べていますので、先ほどの質問は、よろしいですか。

ほかの方は質疑はありませんか。大丈夫ですか。

課長の方は答弁できますか。

○石井国保年金課長

1つ、ちょっとすみません、確認させていただきたいんですが、保険税の1人当たりの額で
すか。

○京増委員

国民健康保険の保険給付費です。

○加藤委員長

今、課長の方が答弁の調査をしていますので、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時08分)

○加藤委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○石井国保年金課長

先ほど京増委員から来年度予算の1人当たりの療養給付費は大体幾らぐらいの見込みになる
かということでご質問を受けたんですけど、予算額を被保険者の見込数で割ると、大体26
万3千円ぐらい、1人当たりの保険料になります。

療養給付費なんですが、決算額を年間被保険者数で割ったものですが、平成29年度で22
万5千909円、平成30年度が23万5千412円、令和元年度が24万8千137円と
いうことで、年々1人当たりの保険料については増加しております。来年度につきましては、
予算額を単純に現在の被保険者数で割ると26万3千円ぐらいの1人当たりの給付見込額と
いう形になります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○京増委員

あります。

○加藤委員長

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第16号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を
いたします。

国保税収は約17億8千700万円、前年度比で約1億7千347万円の減額見込みでござ
います。市民の収入が減る下、国保税の7割軽減世帯が中でも特に増加しております。生活
困窮による国保税滞納者に対するペナルティーは、さらに市民生活を苦しめます。資格証明

書交付中止、また限度額認定証交付が必要と思います。

歳出については、1人当たりの医療費が年々増加しております。平成29年度には、先ほども説明がありましたけれども、22万5千900円、30年度には23万5千412円、そして令和元年度には24万8千137円と、増加しております。

こういう中で、新年度には新型コロナウイルス感染症に感染した方に傷病手当金が計上されました。これは国保制度の在り方としては本当に朗報だと思います。また、今年度は新たに保健衛生普及費の中で糖尿病性腎症重病化予防事業、また糖尿病性腎症重症化予防事業支援プログラムが新たに予定されております。病気予防、重症予防として本当に必要な制度が新たに始まるということは大変いいと思います。

医療費の増額見込みにより、令和3年度から国保の課税限度額を3万円引き上げて99万円にしたんですけれど、国保財政の抜本的解決にはつながらないと思います。国民の健康と命を守るために、国に財政的支援を強く求めていただきたいと思います。国による1兆円の公費負担増で国保税を約4割減額できる可能性もあるわけですから、誰もが安心できる国保税制にすることを求め、議案第16号に反対します。

以上です。

○加藤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小菅委員

それでは、議案第16号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の国民健康保険は少子高齢化の進行や就業構造の変化などに伴い、制度の支え手である現役世代の被保険者が減少しており、国保運営の根幹となる保険税は減少傾向にあります。一方で、高齢化の進行などにより、1人当たりの医療費は年々増加する傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は従前に増して厳しい状況が伺えます。

令和3年度国民健康保険特別会計予算では、国保運営の根幹である保険税は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済への影響等による世帯所得の減少と、地方税制度の改正に伴う基礎控除額の引上げによる課税所得の減少などにより、令和2年度予算と比較し1億7千300万円の減少を見込んでおり、厳しい国保運営が伺えます。

こうした中、医療費の適正かつ効率的な運営を図るため、マイナンバーカードと保険証の一体化によるオンライン資格確認制度運用に向けた取組の推進、保健事業においては、特定健康診査の受診率向上に向けた人工知能（AI）を活用した健診未受診者に対する受診勧奨費用を昨年度同様に計上し、新たな取組として糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者、受診中断者について、適切な受診勧奨を行う糖尿病性腎症重症化予防事業（未受診者勧奨プログラム）、糖尿病性腎症の発症、重症化リスクのある方へ保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防事業（支援プログラム）に係る費用を計上した予算編成となっております。

国民健康保険は被保険者である市民の皆様の健康を守るという重要な役割を担う制度である

ことから、安定的で持続可能な制度とするために、千葉県と連携して国民健康保険事業の運営にあたり、保健事業の充実、医療費の適正化、保険税収納率向上に向け、一層取り組んでいただくことを要望いたしまして、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成するものであります。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第16号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。予算書の29ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算は、令和3年度後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3千733万4千円と定めるもので、前年度と比較し3千92万4千円、4.4パーセントの増でございます。

これは、被保険者の増加に伴い、歳入においては保険料が、また歳出においては広域連合への納付金が増額となったことによるものでございます。

それでは、事項別明細によりご説明いたします。

予算書の321ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は5億7千68万6千円の計上で、前年度と比較し2千55万9千円、3.7パーセントの増でございます。

令和3年度現年分後期高齢者医療保険料調定及び収納額は、広域連合からの提示がございまして、その数字を計上しており、現年分収納率は99.41パーセントであります。

内訳として、1目特別徴収保険料が3億2千996万5千円、2目普通徴収保険料、現年分が2億3千815万7千円、前年度滞納繰越分が256万4千円でございます。

2款1項一般会計繰入金は1億6千89万6千円の計上で、前年度と比較し1千101万3千円、7.4パーセントの増でございます。

2款1項1目事務費繰入金568万7千円は、一般管理費や賦課徴収費分として一般会計か

ら繰り入れるものでございます。

2款1項2目保険基盤安定繰入金は1億5千520万9千円で、前年度と比較し1千8万4千円、7.0パーセントの増で、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するもので、広域連合からの提示がございまして、その数値を計上しております。

3款1項1目繰越金は、令和2年度からの繰越見込額として200万円を計上いたしました。322ページに移りまして。

4款1項1目延滞金は、保険料滞納延滞金として1万8千円の計上でございます。

4款2項1目雑入373万4千円は、保険料額決定通知の作成、発送の業務委託費である賦課徴収帳票作成等業務受託費、千葉県後期高齢者医療保険料過年度還付金、人間ドック事業などに対する広域連合からの長寿健康増進事業補助金などでございます。

次に、歳出でございます。

323ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は各申請書や決定通知書等の郵送に係る経費及び人間ドック等の助成として290万7千円を、1款2項1目徴収費は保険料の賦課徴収に要する経費として401万2千円を計上したものでございます。

324ページに移りまして。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金7億2千791万4千円は、市が徴収した保険料と保険料軽減分である基盤安定繰入金の合計額を千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、前年度と比較し3千66万円、4.4パーセントの増となっております。

3款1項1目保険料還付金は前年度と同額の150万円を、2目還付加算金は1千円を計上いたしました。

4款予備費100万円は、前年度と同額の計上でございます。

以上で、議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

322ページ、雑入の中で県からの受託費、歯科口腔健康診査事務受託費6万9千円がございますけれども、歳出にはどのように反映されているのか、お伺いします。

○石井国保年金課長

323ページの一般管理費の通信運搬費と消耗品費の中に財源が入っております。

○小高委員

やっぱり口腔健康というのは大切なものなんですね、それに対して事業化を明確にしていないうのはいかがなものかと思うんですけど。広域連合としても、この部分でそんなに大きな予算を取っているわけではないんですが、注視している面だと思います。一般管理費中の消耗品費等でもポスターを作ったり、啓発活動はできるので、ぜひとも口腔衛生健康と

いうのは大事にさせていただきたいと思いますので、お願いするところです。

次に、323ページの18節人間ドックの助成が主だという説明だったんですけど、よろしかったでしょうか。

○石井国保年金課長

そのとおりです。人間ドックだけの経費でございます。

○加藤委員長

人間ドックだけでいいんですね。分かりましたか。

ほかに質疑はありませんか。

○栗林委員

ちょっとどの項目に該当するか分からないんですけども、歳入かと思うんですが、保険料の均等割の軽減特例が令和2年までだったかと思うんですが、いわゆる新年度、令和3年度はどのようになっているか、教えてください。

○石井国保年金課長

軽減特例なんですけど、7.75割軽減だったものが令和3年度から7割軽減ということで、本則の軽減に戻るような形になります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、321ページの保険料について、お伺いします。

先ほども説明がありましたけれども。

○加藤委員長

京増委員、どこの款ですか。

○京増委員

保険料です。

○加藤委員長

保険料はいろいろあるんですけど。

○京増委員

後期高齢者医療保険料、合計について、お伺いします。

2千55万9千円の前年度比で増額予算なんですけれども、先ほども説明がありましたけれども、軽減特例措置の廃止で増額になった方々がいらっしゃるわけですけど、令和2年度から本則、8割の方が7割の本則になっていると。

軽減特例された方たちの分はどのぐらいがこの中に含まれているんですか、保険料の中に。

○石井国保年金課長

7.75割軽減が7割に減少するというので、こちらの均等割なんですけど、7.75割ですと9千700円の保険料負担だったものが1万3千円の保険料負担になるので、3千300円の増となります。

影響見込額として、大体1千800人ぐらいの方が該当するのではないかと推計しておりまして、金額としまして594万円程度、増加するのではないかと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

軽減特例が適用されなくなったら、本当に大変だと思います。また、コロナによって仕事を失った方もいらっしゃるわけですからね、この方たちが医療から遠ざけられないようにというのを、ぜひ考慮していただきたいと思います。

それから、後期高齢者医療。

○加藤委員長

何ページですか。

○京増委員

失礼。324ページです。広域連合納付金について、伺います。

納付金については毎年増えておりますが、八街市の後期高齢者医療費は1人当たりでどのぐらいなのか、また、この間の増減についてはどうなのか、お伺いします。

○石井国保年金課長

申し訳ありません。ちょっとすぐにお答えできませんので、後ほど回答させていただきます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

課長、急ぎ、答弁できませんか。

○石井国保年金課長

1人当たりの医療費ということでよろしいでしょうか。

○京増委員

はい。

○石井国保年金課長

1人当たりの医療費ですが、令和元年度のものになってしまうんですが、82万682円で、県下では30位という位置になります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

82万円というのは令和元年度ですけれど、前の年とか、以前と比べてやっぱり増えているのではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○石井国保年金課長

すみません。八街市について、ちょっと資料を持ち合わせておりません。千葉県全体では

年々増えているような状況でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

○京増委員

あります。

○加藤委員長

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対しての反対討論をいたします。

保険料は2年ごとの制度見直しのたびに引き上げられてきました。令和2年度の見直しにより、1人当たりの保険料基準額は2千400円増額の4万3千400円に引き上げられました。また、令和元年度に基準額の8割を軽減されていた低所得者の保険料は、国の軽減特例措置の段階的な廃止により、本則の7割軽減となりました。

年金が18万円の方の後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額は3万1千900円です。年金額18万円の約17.7パーセントを占める、大変厳しい状況でございます。

保険料引上げは、年金が低過ぎるために働いて暮らしを支えている高齢者の暮らしから安心を奪ってしまいます。国の施策によって年金の削減、消費税増税が実施され、高齢者の暮らしは厳しくなっています。国による保険料の軽減特例措置は廃止すべきではなく、継続が求められます。

1人当たりの医療費は令和元年度は82万円ということでございました。重病になるのを防ぐためにも、早めに通院していく、そういう予防も必要です。しかし、令和4年度後半から、国は75歳以上の高齢者の医療費の窓口2割負担を導入しようとしています。病気になりやすく、受診する機会が多くなる高齢者の医療費窓口負担増は、受診抑制で健康悪化を招き、医療費の増大につながる可能性が高く、また2割化による現役世代の負担軽減は月に僅か67円程度で、現役世代と負担を公平化するという建前は理論的に破綻している、こういう説明で、専門家は引上げを断念すべきと、様々な方面の方が提言しておられます。

75歳以上の高齢者をほかの年齢の人と切り離す後期高齢者医療制度は2008年に国民の大反対を押しきって創設されました。医療費が増えれば被保険者の保険料が際限なく引き上がるこの制度は、高齢者の生活を圧迫します。また、他の世代の保険料支援金も高額になります。

繰入金については、令和元年度は前年度比で約506万円増、2年度は約873万円増でし

た。3年度予算では約1千101万円増と、市の負担も増えております。

後期高齢者医療制度は廃止すべき制度と思いますが、当面、国による十分な財政措置が必要であり、国民や自治体の負担を減らす施策が求められます。

以上の理由から、議案第17号に反対します。

○加藤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○栗林委員

議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は平成20年度の創設以来、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして様々な取組がなされてきました。

その1つである保険料均等割の軽減特例については、平成29年度からの段階的な見直しが行われてきました。令和3年度からは令和2年度の7.75割軽減から7割軽減となってしまいます。しかし、介護保険料軽減の拡充などで、被保険者の負担増とならないように配慮され、歳出についても、被保険者等の急増により保険者である広域連合への負担金が増加する中で、引き続き人間ドック等の助成のための長寿健康増進事業補助金を計上し、医療費の削減や健康保持のための努力が伺えます。

保険料の収納が低迷する中、対象者である高齢者の生活実態の把握に努め、適切な業務遂行を図っていただくとともに、今後も千葉県や広域連合との連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々のご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層努力していただくよう要望し、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成するものであります。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

まず、説明に移ります前に、配付した資料に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。お配りしました議案第18号、介護保険特別会計予算参考資料の訂正をお願いしたいと思います。

○加藤委員長

ありましたか。大丈夫ですか。お願いします。

○飛田高齢者福祉課長

予算参考資料の2ページ目、歳入、令和3年度と2年度を比較した表があるんですけども、令和2年度の欄の最下段、合計額の部分が4931490となっておりますが、こちらを4931540と訂正願います。4931490を4931540と訂正願います。

同じく、4931540の2つ上ですね、諸収入の方で4673となっておりますところを4723、4673を4723と訂正願います。

続きまして、同じく2ページの表の一番右下ですね、増減額の合計のところの△7568となっておりますところを△7618、△7568となっておりますところを△7618と訂正願います。

併せまして、そこから2つ上の諸収入の増減額のところ、△15となっておりますところを△65、△15を△65と訂正願います。

最後に、4ページ目なんですけれども、基金の状況の表の右上の欄のところ、平成3年度末残高見込額となっておりますが、こちらは平成ではなく令和3年度の間違いでございますので、平成を令和に訂正していただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書の35ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2千392万1千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと761万8千円、0.2パーセントの減でございます。

第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条では、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について、定めるものでございます。

それでは、歳入歳出につきまして、事項別明細によりご説明いたします。

予算書の331ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料12億9千896万6千円は、前年度と比較して2千474万3千円、1.9パーセントの減でございます。これは、低所得者の保険料の第1段階から第3段階までの保険料が軽減されたことに伴う減でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目包括的支援事業任意事業利用者負担金180万円

は前年度と同額であり、配食サービス事業の個人負担金でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 8 億 1 千 7 7 8 万 4 千円は、前年度と比較して 2 万円の減であり、現年度分の介護給付費負担金でございます。

3 3 2 ページに移りまして。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 2 千 4 9 3 万 8 千円は、前年度と比較して 2 7 7 万円、1 2. 5 パーセントの増でございます。

2 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分は 2 千 7 5 4 万 4 千円、3 目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分は 2 千 7 6 万 8 千円、4 目地域支援事業交付金、包括的支援事業・社会保障充実分は 2 3 万円の計上で、介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の負担率は 2 5 パーセント、包括的支援事業・任意事業分及び包括的支援事業・社会保障充実分に係る国の負担率は 3 8. 5 パーセントでございます。

5 目地域介護・福祉空間整備等交付金は 1 千 6 7 9 万 5 千円の計上で、高齢者福祉施設の防災体制の強化を図るための非常用自家発電整備事業 2 施設分等に係る交付金でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 1 2 億 4 千 7 1 0 万 2 千円は、前年度と比較して 2 万 8 千円の減であり、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する交付金でございます。

3 3 3 ページに移りまして。

2 目地域支援事業支援交付金 2 千 9 7 4 万 7 千円は、前年度と比較して 6 2 6 万 1 千円、1 7. 4 パーセントの減であり、介護予防・生活支援サービス事業に係る交付金でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金 6 億 8 千 3 3 5 万 8 千円は、前年度と比較して 1 万 2 千円の減であり、現年度分の介護給付費負担金でございます。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分は 1 千 3 7 7 万 1 千円、2 目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分は 1 千 3 8 万 4 千円、地域支援事業交付金、包括的支援事業・社会保障充実分は 1 1 万 5 千円の計上で、介護予防・日常生活支援総合事業に係る県の負担率は 1 2. 5 パーセント、包括的支援事業・任意事業分及び包括的支援事業・社会保障充実分に係る県の負担率は 1 9. 2 5 パーセントでございます。

3 3 4 ページに移りまして。

介護施設等整備事業交付金は、小規模多機能型居宅介護事業所の整備完了に伴い、廃目といたします。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、介護給付費準備基金積立金利子 1 千円を存目計上するものでございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 5 億 7 千 7 3 6 万 1 千円は、介護給付費に係る市の負担分でございます。

2 目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業分は 1 千 3 7 7 万 1 千円を、3 目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業分は 1 千 3 8 万 4 千円を。

335ページに移りまして。

4目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・社会保障充実分は11万5千円を、それぞれ計上するものであり、地域支援事業に係る市の負担分でございます。

5目低所得者介護保険料軽減繰入金7千49万3千円は、前年度と比較して2千948万円、71.9パーセントの増であり、介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化に伴い、市町村住民税非課税世帯のうち、第1段階から第3段階の方を対象とした軽減分に対する繰入金でございます。

6目その他繰入金5千283万6千円は、事務費等に対する市の負担分でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、1千円を存目計上するものでございます。

8款繰越金は、前年度は9款に計上していたものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度と同額の100万円の計上でございます。

336ページに移りまして。

9款諸収入は、前年度は8款に計上していたものでございます。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者加算金、3目過料は、それぞれ1千円を存目計上するものでございます。

2項雑入、1目第三者納付金、2目返納金につきましては、それぞれ1千円を存目計上するものでございます。

3目雑入465万3千円は、前年度と比較して6万5千円、1.4パーセントの減であり、地域包括支援センターが行った介護予防ケアマネジメント事業に要した国保連からの事業費収入が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、337ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3千999万2千円は、前年度と比較して759万6千円、23.4パーセントの増となっております。

338ページをご覧ください。

2項徴収費、1目賦課徴収費684万9千円は、前年度と比較して66万1千円、10.7パーセントの増となっております。これは、納付書等の印刷製本費及び郵送料が主なものでございます。

339ページにまたがりませんが、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費2千187万3千円は、前年度と比較して104万7千円、4.6パーセントの減となっております。これは、介護認定審査会委員報酬及び主治医意見書記載手数料が主なものでございます。

339ページ。

2目認定調査等費95万3千円は、前年度と比較して576万5千円、85.8パーセントの減となっております。ここでは認定調査事務に係る経費を計上しております。前年度は認定調査用車両4台分の購入費を計上しておりましたが、今年度はそれがいないため、大幅な減となっております。

340ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費42億2千382万9千円は、前年度と同額となっております。これは、要介護1から5までの認定者が利用した介護保険サービスの保険給付に要する経費でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費7千536万8千円は前年度と比較して1千万円、11.7パーセントの減となっております。これは要支援1、2の認定者が利用する介護予防サービスの保険給付に要する経費でございます。

3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費1億200万円は、前年度と比較して1千万円、10.9パーセントの増であり、要介護認定者の方が利用する介護サービスに係る自己負担の額が一定の限度額を超えたときに支給するものでございます。

341ページをご覧ください。

2目高額介護予防サービス費5万円は、前年度と比較して5万円の減で、要支援認定者の方が利用する介護予防サービスに係る自己負担額が一定の限度額を超えたときに支給するものでございます。

4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費1千84万円は前年度と同額、2目高額医療合算介護予防サービス費5万円は、前年度と比較して5万円の減で、各医療保険における世帯内で1年間の医療費及び介護サービス費に係る自己負担額が著しく高額になった場合に、一定の上限額を超える部分について、給付を行うものでございます。

342ページをご覧ください。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費2億357万3千円は前年度と同額でございます。これは、施設入所者が通常負担する食費や居住費に関し、低所得者に負担上限を設け、標準負担額との差額を補足給付するものでございます。

6項その他諸費、1目審査支払手数料320万2千円は前年度と同額で、介護給付費請求書等の審査支払手数料でございます。

343ページにまたがりませんが、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費1億852万1千円は、前年度と比較して1千856万2千円、14.6パーセントの減となっております。これは、居宅介護支援事業所に委託した要支援認定者の介護予防ケアマネジメントに要した費用及び訪問型サービス、通所型サービスの利用に要した経費を、負担金として国民健康保険団体連合会に支出するものでございます。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費591万6千円は、要介護状態になることを予防するために行う介護予防運動教室や、介護予防講演会等に要する経費でございます。

344ページから345ページにまたがりませんが、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費5千575万2千円は、前年度と比較して129万4千円、2.3パーセントの減となっております。これは配食サービス業務やおむつ支給業務の委託料及び南部地域包括支援センターの業務委託料が主なものでございます。

346ページをご覧ください。

4項包括的支援事業（社会保障充実）、1目包括的支援事業（社会保障充実分）59万9千円は、前年度と比較して6万3千円、11.8パーセントの増となっております。包括的支援事業費のうち、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援対策事業に要する経費でございます。

5項その他諸費、1目審査支払手数料36万円は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支給費、請求書等の審査支払手数料でございます。

347ページをご覧ください。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金6千119万4千円は、介護給付費準備基金に積立てをするものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金及び還付加算金200万円は、前年度と同額の計上でございます。

2項延滞金、1目延滞金は1千円を存目計上するものでございます。

348ページをご覧ください。

6款予備費、1項予備費、1目予備費は、前年度と同額の100万円の計上でございます。

以上で、令和3年度八街市介護保険特別会計予算の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

説明ご苦労さまでした。

まず、338ページの説明欄、補助金1千746万3千円。ちょっと僕が聞き逃したのかもしれませんが、この内容をお伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

こちらにつきましては、介護事業所の防災対策として非常用自家発電設備の整備に対する補助金、2施設分などを計上したものでございます。

○小高委員

次に、同じページで338ページ、認定審査会費の項目から。

認定審査会で審査までの日数が非常にかかっていたことは承知のことですが、改善されたのか、また令和3年度はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

介護認定申請から認定日までの期間でございますけれども、基本的に30日以内というところでございます。令和2年度につきましては、令和2年1月現在でございますけれども、全申請のうち30日以内に認定された割合は47.4パーセントとなっております。こちらにつきましては前年度と比べまして大幅に改善しております。

○小高委員

コロナ禍で医師の方も大変だと思いますけれども、努力義務をひとつお願いします。

続きまして、340ページ、介護予防サービス等諸費が1千万円減額されているんですけれども、明細は別紙の先ほどの資料にもございますが、減額された要因というのはどういうところにあるのか、高齢化が進む中で予防サービスは逆に増えてしかるべきなのかなと思うんですけど、積算根拠はいかがか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

介護予防サービス給付事務費1千万円の減額につきましては、令和2年度の実績に基づいて積算した数字となっております。

○小高委員

了解しました。

続いて、その下の高額介護サービス等諸費、これは逆に1千万円増額されているんですね。これはどういう実績なんですかね、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

こちらにつきましても実績ベースで積算しておりますけれども、要介護度が上がっている方が増えておりますので、その分で増額となっております

○小高委員

この2段を見ると、予防費が減ったために結局は介護サービスを受ける人が増えちゃったのかなと取られかねないようなところですので、今後一層、予防の方に力を注いでいただきたいなと思います。

続きまして、ちょっと飛んで345ページ、説明欄で12節委託料、配食サービス業務並びにおむつ支給業務、これは現在どのような回数だったり人員、また量だったりするのか、ちょっと詳細を教えてくださいたいと思います。現在というか、令和3年度ですね、どう考えているのか。

○飛田高齢者福祉課長

失礼いたしました。配食サービスにつきましては500食、おむつ支給事業につきましては月180人を見込んで、積算してございます。これにつきましては、令和2年度と同程度の数値となっております。

○小高委員

配食について500食というのは、年間で500食だけということではよろしいのでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

すみません。月に500食でございます。

○小高委員

ありがとうございました。

同じページの19節扶助費で、成年後見人等報酬助成費が計上されています。今後、高齢化が進み、また単身独居世帯が増えてくると、かなりこれはPRしていかなくちゃいけない部分で、周知の必要があるのかなと思いますけど、令和3年度予算の中で336万円というの

は、どのような内訳なのか、お伺いいたします。

○飛田高齢者福祉課長

こちらにつきましては、月2万8千円が10人、12か月分で見込んでおります。

○小高委員

僕はシステムをよく理解していなかったんですけど、成年後見人に指名されると毎月2万8千円をいただいて、預かったお金を少しずつ渡したり、いろいろな面倒を見たりすると思うんですけど、毎月報酬がもらえるということによろしいのでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

こちらの2万8千円につきましては月々の支払いという形ではなく、年間でまとめた後の払いという形になります。

○小高委員

もう少し聞いちゃいますけどね、助成になっているので、利用者が払う部分もあるのかなど。どういうケースの場合に予算の中から助成できるのか、助成の比率だったり、形態を説明いただきたいんですけど。

○飛田高齢者福祉課長

これにつきましては本人の、基本的には負担となります。本人の支払いが困難な場合につきましては助成を行うという制度になっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

ページ数を教えてください。

○京増委員

331ページ、第1号被保険者の保険料について、お伺いします。

前年度比で2千367万6千円の減額予算なんですけど、低所得者の保険料軽減措置が行われるということで、これは大変いいと思います。ただ、軽減世帯の中で、保険料が第1段階の方を2種類にしないと、本当に保険料が払いきれないなというふうに私は思うんですけど。

18万円の年金額の場合は、令和2年度の介護保険料は1万8千900円でした。後期高齢者医療保険料は1万3千円で、合計は3万1千900円です。年金額の17.7パーセントを占めている上に、消費税も生活費にはかかりますので、本当に所得が低い、収入が低い、年金額18万円以下の方たちはもう生活保護受給が必要じゃないかというふうに思うんですけど、所得段階が1の方で、保険料を納められない人に対しては、生活保護の受給なんかのお勧めはしているのかどうか。

払える手だてが必要と思うんですけど、払える手だてをしていくのかどうか、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

市民の方からの保険料に関するご相談の中で、生活保護とか、そういったお話が出てくることはあります。

○京増委員

滞納する場合にはサービスを受けられないとか、ペナルティーも生じるわけですから、本当にこれはしっかりと相談に乗っていただきたいなと思います。

次に、繰入金についてなんですが。

○加藤委員長

何ページですか。

○京増委員

334ページの繰入金について。

○加藤委員長

繰入金のどこですか。

○京増委員

今言います。

7款の繰入金の2なんですが、地域支援事業の繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業ですが、前年度比232万1千円の減額となっています。介護予防というのは本当に、ここでしっかりと予防しておくことで重症化しないと思うんですが、減らした理由をお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

こちらにつきましては、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業の予算額が減ったことにより減額となっております。こちらにつきましても、令和元年度の実績、あるいは高齢者人口の伸びなどを勘案して積算したものでございます。

○京増委員

令和2年度の利用については、やはりコロナの影響があったので恐らく大分減ったんじゃないかと思います。しかし、高齢化については、高齢化しているわけですからね、逆に必要だろうし、またコロナが治まればしっかりと利用していただくというか、それが介護予防になるわけです。本当に今は家に引っ込んでいて、もうおかしくなりそうだという方が結構いらっしゃるわけですから、私は減額ではなくて増やしていくことが必要だったと思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

○飛田高齢者福祉課長

おっしゃるとおりなんですけれども、やはりコロナの方が落ち着けば、またサービスを利用していただけるように、お話をしていきたいと思っております。

○京増委員

補正で増やすということかもしれませんが、しっかりと対応していただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

次に、340ページ、保険給付費の1目介護サービス等諸費について伺いますが、特養の待機者は今のぐらいいらっしゃるのか、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

令和3年1月1日現在の待機者の数は53人となっております。

○京増委員

これは去年と比べて増えていませんか。増えていないか。そうですか。

令和2年度は何人でしたか。

○飛田高齢者福祉課長

令和2年7月時点での待機者は58人でした。

○京増委員

去年より少し減ってはいるんですが、それにしても、申し込んで待機されているということは、やはり生活に支障を来していると思いますが、この解消方法については今年度はどういう計画なのか、お伺いします。

○加藤委員長

京増委員に申し上げます。数字に基づいて話してください。一般質問になっておりますので、注意してください。

○京増委員

入所者の希望に沿うというか、そういう予算になっていないのかなど。去年と比べるとゼロということは、高齢者が増えている中でプラス・マイナス・ゼロということになっているわけですから、様々な問題が、サービスを給付するということで滞ってしまうのではないかと思いますので、その点について、伺っているんですが。

○飛田高齢者福祉課長

予算額としては同額なんですけれども、これにつきましては、当然、介護サービス事業を何ら制限するものではございませんので、その方々の状況に応じてケアマネジャーさんなりと相談していただいて、適切なサービスをご利用いただいているというふうに考えております。

○京増委員

きちんと予算が付かないと必要なサービスを受けられないわけですから、ぜひ皆さんが困らないように。

○加藤委員長

京増委員、マイクのスイッチは入っていますか。

○京増委員

すみません。

次に、342ページなんですが、3款地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費が1千856万2千円も減っていますが、それこそ、ここを減らしては重度化を免れなくなるというふうに思うんですが、利用できないようなことになりませんか、希望に沿えないことになりませんか。

○飛田高齢者福祉課長

こちらにつきましても、サービスを制限するものでは何らございません。ただ、令和元年度の実績からして減額となってしまったというようなことでございます。

○京増委員

今年はとにかくコロナを何とか収束させて、しっかりサービスを利用していただいて、介護

予防しなきゃいけない、私は本当はそういう予算が必要だったのではないかと思いますので、必要なサービスの要望があればぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

次期制度では介護保険料は据置きということで、市民の皆さんも、今も高いんだけども上がらなくてよかったというふう喜んでおられます。保険料10段階のうち、1から3段階の保険料軽減により、2千474万3千円の減額予算となりました。しかし、介護保険料は軽減になったものの、後期高齢者医療保険料は増額です。

年金額が18万円の方の令和2年度介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計は3万1千900円、年金額の17.7パーセントを占めます。これに、生活費に係る消費税10パーセントがあります。どうすれば保険料を支払って暮らすことができるのか、できるはずがないというのが私の実感です。生活保護受給につなげていただきたいと思います。

保険料第1段階、年金収入18万円の方については、収入に対する保険料率10.5パーセントですから、本当に厳しい状況です。同じ第1段階でも、所得80万円の方は所得の2.4パーセントですから、この所得段階が同じというのは矛盾があると思います。所得段階を別々に分けるべきではないかと考えます。

低所得者の保険料軽減を実施したものの、収入が最も低い方の負担率が最も高いことは以前と同じです。令和元年度及び令和2年度における所得段階1の人数は約3千810人です。また、令和元年度普通徴収の滞納者は保険料第1段階で247人です。こういう方々に、滞納したからといってサービス給付の制限を実施してはなりません。誰もが払える保険料にするよう、求めます。

八街市では、障害者控除認定証を送付してくださっているということなので、引き続き送付をお願いいたします。

そして、今後、所得が低い方々が入所されている特養ホーム多床室の利用者に対する補足給付、食費の限度額変更による利用者負担増が計画されておりますが、中止を求めます。

4月で発足21年になる介護保険制度を誰もが安心して利用できる制度にするよう求め、議案第18号に反対いたします。

○加藤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小高委員

私は、議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の令和2年12月末日現在、高齢者人口は2万1千160人となり、人口に占める高齢者の割合は30.72パーセントに達し、2千904人の方が要支援・要介護認定を受けている状態でございます。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口は9千135人、要支援・要介護認定者839人と比較いたしますと、高齢者人口は2.3倍に増えて、要支援・要介護認定者数は約3.7倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しています。

高齢者が必要なサービスを十分に受けられるように、介護給付費が年々伸びていく一方で、市民の健康寿命を延ばすため、また介護保険料の上昇を抑制するための施策として、運動、栄養、口腔機能低下防止を目的とした介護予防教室の開催など、介護予防事業の充実が図られるものとなっております。

令和3年度は第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度であります。施設整備においては、令和3年度に八街南中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所が新規に開所され、複合的な介護サービスが提供され、さらなる介護施設の充実が図られるものとなっております。

令和3年度においても引き続き健全な財政運営、被保険者の立場に立った保険者としての責務を十分に認識しつつ、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策を実施していただくとともに、きめ細かな介護サービスの提供を要望し、令和3年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成するものであります。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後4時27分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員

※発言の取り消し及び訂正の表記について

- 発言の取り消し**=発言の内容を記載せず、棒線 (——) により表示しています。
- 発言の訂正**=発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン (ooo) を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。